

官報 号外

平成十八年六月十六日

○第六十四回 参議院会議録第三十四号

平成十八年六月十六日(金曜日)

午前十時一分開議

○議事日程 第三十五号

平成十八年六月十六日

午前十時開議

- 第一 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(衆議院提出)
- 第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 第三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(衆議院提出)
- 第四 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)
- 第五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 がん対策基本法案(衆議院提出)
- 第七 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
- 第八 北方領土返還促進に関する請願
- 第九 法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院施設の増員に関する請願(十七件)

平成十八年六月十六日 参議院会議録第三十四号

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案

○議長(扇千景君) これより会議を開きます。
 日程第一 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長広野ただし君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔広野ただし君登壇、拍手〕

○広野ただし君 たいま議題となりました法律案につきまして、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長の提出に係るものでありまして、昨年十二月十六日に採択された北朝鮮の人権状況に関する国連総会決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害の実態を解明し、及びその抑止を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取した後、脱北者問題に係るこれまでの政府の対応と本法律案との関係等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終え、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して緒方委員より、本法律案に反対する旨の意見が述べられました。次いで、採決の結果、本法律案は多数をもって

原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
 賛成 二百十七
 反対 十五

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長泉信也君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔泉信也君登壇、拍手〕

○泉信也君 たいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、法律の規定に基づく一定の国外派遣組織に属する選挙人が国外において不在者投票を行うことができる制度を創設するとともに、南極地域観測隊に属する選挙人が衆議院総選挙及び参議院通常選挙のフアクシミリ投票を行えるようにするものであります。

委員会におきましては、対象となる特定国外派遣組織の範囲とその判断基準、投票管理者の責務と投票の秘密保持、国政選挙に比べ投票期間が短い地方選挙への対応、不在者投票制度の対象者拡大の可能性等について質疑が行われました。質疑を終局し、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十
賛成 二百二十五
反対 五
よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。文教科学委員長中島啓雄君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔中島啓雄君登壇、拍手〕

○中島啓雄君 たいま議題となりました法律案につきまして、文教科学委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院文部科学委員長提出によるものであり、主な内容は、海外で破壊や損傷の著しい文化遺産の保護や修復に日本が積極的な役割を果たすため、文化遺産国際協力の基本理念を定めるとともに、その推進施策の策定や実施など、国の責務等を明確にするものであります。

委員会におきましては、遠藤乙彦衆議院文部科学委員長から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百三十二
賛成 二百三十二
反対 〇
よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第四 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 がん対策基本法案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

○山下英利君 たいま議題となりました三法律案のうち、まず、精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案につきまして、厚生労働委員会を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国の精神障害者施策は、明治三十三年の精神病者監護法に始まり、昭和二十五年の精神衛生

法制定後も精神病院への收容主義の下で行われてきました。こうした歴史的経緯から、精神病院という用語には、医療を行う施設ではなく精神病患者を收容する施設というイメージが残っております。そのことが、精神科医療機関に対する国民の正しい理解の深化や患者の自発的な受診の妨げとなっております。

精神障害者施策については、精神医療における人権の確保、社会復帰の促進や精神障害者の自立と社会参加の促進という理念の下に、順次、改善、向上が図られてきたところであります。しかしながら、精神病院という法令用語については、精神病患者の收容施設であるとのイメージが残ったまま、その後も変更されることなく今日に至っている状況にあります。

そのため、精神病院という用語を、患者や患者の家族が心理的抵抗を感じるものが少なく、かつ、専門的医療を提供する施設であることが明らかかな精神科という診療科名を用いて精神科病院という用語に改めることにより、精神科医療機関に対する国民の正しい理解を深めるとともに、患者が受診しやすい環境を醸成することが必要となっております。

本法律案は、こうした状況にかんがみ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等における精神病院という用語を精神科病院に改めるものであります。この用語の改正によってうつ病などの患者が精神科を受診しやすい環境が醸成されることは、近年大きな社会問題となっている自殺者の増加に対する対策としても重要であると考えます。

なお、この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案の趣旨及び内容の概要であります。

なお、本法律案は、厚生労働委員会において全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決定したものであり、何とぞ速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

次に、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案及びがん対策基本法案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案は、戦傷病者等の妻等の置かれていた特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給しようとするものであります。

委員会におきましては、政府から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、がん対策基本法案は、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者である衆議院厚生労働委員長岸田文雄君から趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原

案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、がん対策基本法案に対し附帯決議が付きれております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより三案を一括して採決いたします。

三案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 二百二十九
反対 ○

○

よって、三案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(扇千景君) 日程第七 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。総務委員長長世耕弘成君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔世耕弘成君登壇、拍手〕

○世耕弘成君 たいま議題となりました案件につきまして、総務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の平成十六年度決算の書類でありまして、放送法の定めるところにより、会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要は、一般勘定が、同年度末における資産総額七千二百六十三億円に対して、負債総額は二千六百八十七億円、資本総額は四千五百七十六億円となっております。

また、同年度中の損益の状況は、経常事業収入の六千八百五十四億円に対し、経常事業支出は六千六百七十六億円で、差引き経常事業収支差金は百七十八億円であり、これに経常事業外収支及び特別収支の差金を加えた当期事業収支差金は七十五億円であります。このうち、七十一億円は資本支出に充当し、三億円は翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越しております。

なお、本件には、不当事項として「職員の不正行為による損害が生じたもの」と、特定検査対象に関する検査状況として「日本放送協会における放送受信料の契約・収納状況について」を平成十六年度決算検査報告に掲載した旨の会計検査院の検査結果が付されております。

委員会におきましては、不祥事の再発防止の徹底と信頼回復への取組、受信料支払の現状と国民・視聴者の理解が得られる受信料制度の在り方、内部監査充実に向けた施策の確立、公共放送としての番組編成、保有チャンネル数の在り方、NHKの政治的公平性の確保等について質疑が行

われました。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、民主党・新緑風会を代表して那谷屋正義委員長より、日本共産党を代表して吉川春子委員長より、それぞれ本件の是認に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本件は多数をもって是認すべきものと決定いたしました。

なお、相次ぐ不祥事発生によりNHKに対する国民の信頼が大きく揺らいでいる現状にかんがみ、日本放送協会の再生・改革に関する決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(扇千景君) これより採決をいたします。

本件を委員長報告のとおり是認することの賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(扇千景君) 間もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(扇千景君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数 二百二十九
賛成 百三十四
反対 九十五

よって、本件は委員長報告のとおり是認することに決しました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(屬千景君) 沖縄及び北方問題に関する特別委員長外五委員長から報告書が提出されました日程第八ないし第一九の請願を一括して議題といたします。

北方領土返還促進に関する請願

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年院

施設の増員に関する請願(十七件)

裁判所の人的・物的充実に係る請願(十六件)

原子力発電等に関する請願(六件)

ILOパートタイム労働条約(第七十五号)の批准に関する請願(十件)

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准に関する請願(十三件)

竹島の領土権の早期確立に関する請願

ブラジルとの犯罪人引渡し条約に関する請願

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に関する請願(三十四件)

豊かな私学教育実現を求める私学助成に関する請願

腎疾患総合対策の早期確立に関する請願(八十

七件)

難病、長期慢性疾患、小児慢性疾患に対する総合的対策に関する請願(八十一件)

〔審査報告書は本号末尾に掲載〕

○議長(屬千景君) これより採決をいたします。

まず、日程第一一 原子力発電等に関する請願

は、委員長の報告を省略して、委員会決定のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(屬千景君) 過半数と認めます。よって、本請願は委員会決定のとおり採決することに決しました。

次に、日程第一四 竹島の領土権の早期確立に関する請願は、委員長の報告を省略し、委員会決定のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(屬千景君) 過半数と認めます。

よって、本請願は委員会決定のとおり採決することに決しました。

次に、その他の請願は、委員長の報告を省略して、各委員会決定のとおり採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(屬千景君) 御異議ないと認めます。

よって、これらの請願は各委員会決定のとおり採決することに決しました。

内閣委員会

一、特殊法人等の役職員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(参第二号)

一、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第七号)

一、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家

公務員法等の一部を改正する法律案(参第一三三号)

一、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(参第一四号)

一、内閣の重要政策及び警察等に関する調査

総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文教科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国会図書館の運営に関する件

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

経済・産業・雇用に関する調査会

一、経済・産業・雇用に関する調査

少子高齢社会に関する調査会

一、少子高齢社会に関する調査

○議長(扇千景君) 本件は各委員長及び各調査会
長要求のとおり決することに御異議ございませ
んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(扇千景君) 御異議ないと認めます。

よって、本件は各委員長及び各調査会長要求の
とおり決しました。

○議長(扇千景君) 今期国会の議事を終了するに
当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る一月二十日に召集されました今常会は、来
る十八日をもって終了いたします。

今常会におきましては、平成十八年度予算のほ
か、行政改革関連法案、医療制度改革関連法案、
自殺対策基本法案など、国民の生活や権利義務に
深くかかわる重要な課題について、平成十六年度
熱心な審議が行われますとともに、平成十六年度
決算につきましても、昨年同様、会期内に議す
ることができました。

さらに、参議院改革協議会におきましては、参
議院議員選挙の定数は正問題について真摯な議論
が行われ、いわゆる四増四減案が成立いたしまし
た。各会派におかれましては、引き続き平成二十
二年選挙に向けて抜本改革に取り組んでいただき
たいと思います。また、議員年金問題につきまし
ても廃止法案が成立いたしました。同協議会にお
いて合意されました政府開発援助等に関する特別
委員会につきましては、今常会で設置され、熱心
な御議論をいたしております。

ここに、議員各位の御尽力に対し、心から敬意
を、そして謝意を表しますとともに、今後、内外

の時局ますます多端な折、議員各位におかれま
しは、御自愛の上、なお一層の御活躍をくだされ
ますようお願い申し上げます。ごあいさつとさ
せていただきます。(拍手)

これにて休憩いたします。

午前十時二十四分休憩

(休憩後開議に至らなかった)

出席者は左のとおり。

議長 扇 千景君
副議長 角田 義一君

近藤 正道君 遠山 清彦君
鰐淵 洋子君 又市 征治君
谷合 正明君 西田 実仁君
坂本由紀子君 大田 昌秀君
澤 雄二君 浮島とも子君
浜田 昌良君 小泉 昭男君
眞雄君 渡辺 孝男君
山本 香苗君 高野 博師君
山本 潤一君 木村 仁君
福本 昭郎君 福島みずほ君
佐藤 昭郎君 加藤 修一君
山本 保君 松 あきら君
弘友 和夫君 加納 時男君
岩城 光英君 山口那津男君
山下 栄一君 荒木 清寛君
魚住裕一郎君 太田 豊秋君
浅野 勝人君 山崎 力君
金田 勝年君 浜四津敏子君
風間 昶君 白浜 一良君

草川 昭三君 木庭健太郎君
狩野 安君 魚住 汎英君
山崎 正昭君 竹中 平蔵君
香掛 哲男君 山谷えり子君
愛知 治郎君 野上浩太郎君
岡田 広君 有村 治子君
末松 信介君 中川 雅治君
中村 博彦君 二之湯 智君
西島 英利君 野村 哲郎君
小池 正勝君 北川イツセイ君
岸 信夫君 河合 常則君
荻原 健司君 椎名 一保君
中川 義雄君 山内 俊夫君
世耕 弘成君 山下 英利君
関口 昌一君 藤野 公孝君
小泉 顕雄君 常田 享詳君
田村 公平君 大野つや子君
伊達 忠一君 国井 正幸君
阿部 正俊君 林 芳正君
鈴木 政二君 三浦 一水君
松村 龍二君 岸 宏一君
中原 爽君 泉 信也君
景山俊太郎君 溝手 顕正君
松田 岩夫君 吉村剛太郎君
佐藤 泰三君 尾辻 秀久君
清水嘉与子君 小野 清子君
鴻池 祥肇君 田中 直紀君
若林 正俊君 片山虎之助君
小斉平敏文君 小林 温君
吉田 博美君 長谷川憲正君
松村 祥史君 水落 敏栄君
山本 順三君 田村 秀昭君
荒井 広幸君 田村耕太郎君

岡田 直樹君 秋元 司君
柏村 武昭君 松山 政司君
舛添 要一君 加治屋義人君
藤井 基之君 西銘順志郎君
川口 順子君 中島 啓雄君
荒井 正吾君 大仁田 厚君
後藤 博子君 脇 雅史君
鶴保 庸介君 福島啓史郎君
森元 恒雄君 山本 一太君
中島 真人君 橋本 聖子君
矢野 哲朗君 保坂 三蔵君
武見 敬三君 市川 一朗君
南野知恵子君 岩井 國臣君
北岡 秀二君 谷川 秀善君
青木 幹雄君 西田 吉宏君
陣内 孝雄君 中曾根弘文君
真鍋 賢二君 山東 昭子君
竹山 裕君 櫻井 新君
関谷 勝嗣君 倉田 寛之君
鈴木 陽悦君 藤末 健三君
富岡由紀夫君 松下 新平君
糸数 慶子君 木俣 佳丈君
藤本 祐司君 足立 信也君
那谷屋正義君 白 眞勲君
小林 正夫君 柳澤 光美君
喜納 昌吉君 加藤 敏幸君
主濱 了君 芝 博一君
山根 隆治君 池口 修次君
若林 秀樹君 平野 達男君
森 ゆうこ君 辻 泰弘君
大塚 耕平君 松井 孝治君
広野ただし君 高嶋 良充君
佐藤 雄平君 小川 敏夫君

櫻井 充君	福山 哲郎君
内藤 正光君	藤原 正司君
直嶋 正行君	山本 孝史君
小林 元君	佐藤 道夫君
今泉 昭君	伊藤 基隆君
郡司 彰君	田名部匡省君
渡辺 秀央君	西岡 武夫君
広中和歌子君	千葉 景子君
大石 正光君	平田 健二君
蓮 舫君	林 久美子君
広田 一君	仁比 聡平君
島田智哉子君	大久保 勉君
前川 清成君	小林美恵子君
松岡 徹君	津田弥太郎君
犬塚 直史君	水岡 俊一君
紙 智子君	鈴木 寛君
岩本 司君	シラミヤシ君
黒岩 宇洋君	下田 敦子君
大門実紀史君	井上 哲士君
浅尾慶一郎君	羽田雄一郎君
高橋 千秋君	谷 博之君
神本美恵子君	緒方 靖夫君
小池 晃君	大江 康弘君
榛葉賀津也君	朝日 俊弘君
小川 勝也君	家西 悟君
工藤堅太郎君	吉川 春子君
市田 忠義君	輿石 東君
江田 五月君	前田 武志君
北澤 俊美君	円 より子君
岡崎トミ子君	佐藤 泰介君
築瀬 進君	柳田 稔君
峰崎 直樹君	

國務大臣	総務大臣	竹中 平蔵君
	外務大臣	麻生 太郎君
	文部科学大臣	小坂 憲次君
	厚生労働大臣	川崎 二郎君

議長の報告事項

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

文教科学委員

辞任

補欠

段本 幸男君

荻原 健司君

農林水産委員

辞任

補欠

荻原 健司君

段本 幸男君

国家基本政策委員

辞任

補欠

魚住裕一郎君

山口那津男君

予算委員

辞任

補欠

段本 幸男君

中川 雅治君

若林 秀樹君

池口 修次君

加藤 修一君

木庭健太郎君

山口那津男君

魚住裕一郎君

決算委員

辞任

補欠

高野 博師君

弘友 和夫君

議院運営委員

辞任

補欠

中川 雅治君

段本 幸男君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員

辞任

補欠

小川 勝也君

黒岩 宇洋君

鈴木 寛君

主濱 了君

松井 孝治君

水岡 俊一君

山下八洲夫君

大江 康弘君

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員

辞任

補欠

浅尾慶一郎君

犬塚 直史君

森 ゆうこ君

津田弥太郎君

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名提出(衆第四〇号))

同日議長は、次の議員提出案を委員会に付託した。

特殊法人等の役員員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(松井孝治君外四名発議)(参第二号)

戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(岡崎トミ子君外七名発議)(参第七号)

国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(松井孝治君外五名発議)(参第一三三号)

国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(松井孝治君外五名発議)(参第一四号)

内閣委員会に付託

殺虫剤等の規制等に関する法律案(岡崎トミ子君外三名発議(参第一九号))

害虫等防除業の業務の適正化に関する法律案(岡崎トミ子君外三名発議(参第二〇号))

環境委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を文教科学委員会に付託した。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(衆第三二六号)

同日議長は、次の内閣提出案を総務委員会に付託した。

日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を厚生労働委員会に付託した。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(閣法第三九号)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案

農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律案

砂糖の価格調整に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する等の法律案

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案

国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を改正する法律案

健康保険法等の一部を改正する法律案

農林水産委員

小野 清子君

野村 哲郎君

小野 清子君

野村 哲郎君

決算委員

谷合 正明君

西田 実仁君

議院運営委員

西田 実仁君

谷合 正明君

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

本日本院は、次の衆議院提案を可決した旨衆議院に通知した。

本日本院は、次の衆議院提案を可決した旨衆議院に通知した。

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

がん対策基本法案

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

がん対策基本法案

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

がん対策基本法案

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

がん対策基本法案

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

がん対策基本法案

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案

がん対策基本法案

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
本日委員長から次の報告書が提出された。
国家の基本政策に関する調査報告書
本日次の質問主意書を内閣に転送した。
「国際協力NGO会館」の開設支援等に関する質問主意書(木俣佳丈君提出)(第七十七号)
ロシア連邦のサハリンII石油・天然ガス開発事業と油流出対応に関する質問主意書(谷博之君提出)(第七十八号)
独立行政法人産業技術総合研究所等における動物実験施設に関する質問主意書(谷博之君提出)(第七十九号)
歯科医療に係る診療報酬点数等に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第八〇号)
カネボウ株式会社等の事業再生に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第八一号)
不招請勧誘禁止に関する質問主意書(前川清成君提出)(第八二号)
我が国の基礎的な情報管理システムに関する質問主意書(築瀬進君提出)(第八三号)
医療・介護の訪問系サービスに用いる車両の駐車許可等に関する質問主意書(小池晃君提出)(第八四号)
臓器移植法の運用と臓器移植の展望に関する質問主意書(山本孝史君提出)(第八五号)
朝鮮半島における戦時労働動員死亡者の遺骨問題に関する質問主意書(岡崎トミ子君提出)(第八六号)
本日内閣から次の答弁書を受領した。

議院議員福島みずほ君提出難民不認定等取消訴訟における出身国政府への原告個人情報照会に関する質問に対する答弁書(第八五号)

参議院議員喜納昌吉君提出ベネズエラでの商談への日本大使の同席に関する質問に対する答弁書(第八六号)

参議院議員喜納昌吉君提出武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップへの我が国の取組に関する質問に対する答弁書(第八七号)

参議院議員喜納昌吉君提出ドミニカ共和国移民国家賠償請求訴訟の判決に関する質問に対する答弁書(第八八号)

本日議院において採択した「北方領土返還促進に関する請願」外二百六十七件の請願は、即日これを内閣に送付した。

本日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

公職選挙法の一部を改正する法律

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

がん対策基本法

日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

日本本院は、閉会中次のとおり委員会及び調査会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、特殊法人等の役員員の関係営利企業への就職の制限に関する法律案(参第二号)

二、戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案(参第七号)

三、国家公務員の離職後の就職に係る制限の強化その他退職管理の適正化のための国家公務員法等の一部を改正する法律案(参第一三三号)

四、国が行う契約の過程及び内容の透明性の確保等による契約事務の適正化を図るための会計法の一部を改正する法律案(参第一四四号)

五、内閣の重要政策及び警察等に関する調査総務委員会

一、行政制度、公務員制度、地方行政、選挙、消防、情報通信及び郵政事業等に関する調査

法務委員会

一、法務及び司法行政等に関する調査

外交防衛委員会

一、外交、防衛等に関する調査

財政金融委員会

一、財政及び金融等に関する調査

文科学委員会

一、教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査

厚生労働委員会

一、社会保障及び労働問題等に関する調査

農林水産委員会

一、農林水産に関する調査

平成十八年六月十六日 参議院会議録第三十四号

議長の報告事項

九

経済産業委員会

一、経済、産業、貿易及び公正取引等に関する調査

国土交通委員会

一、国土の整備、交通政策の推進等に関する調査

環境委員会

一、環境及び公害問題に関する調査

予算委員会

一、予算の執行状況に関する調査

決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査

行政監視委員会

一、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査

議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する調査

災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する特別委員会に関する調査

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会

一、政治倫理の確立及び選挙制度に関する調査

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会に関する調査

政府開発援助等に関する特別委員会

一、政府開発援助等に関する調査

国際問題に関する調査会

一、国際問題に関する調査

経済・産業・雇用に関する調査会

一、経済・産業・雇用に関する調査

少子高齢社会に関する調査会

一、少子高齢社会に関する調査

本日衆議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律

本日衆議院議長から同院は開会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律案(内閣提出第九〇号)

二、人身取引等の防止及び人身取引等の被害者の保護に関する法律案(小宮山洋子君外四名提出、第六十三回国会衆法第六号)

三、道路交通法の一部を改正する法律案(小宮山洋子君外三名提出、第六十三回国会衆法第一二二号)

四、消費生活用製品等及び特定生活関連物品に係る危険情報の提供の促進等に関する法律案(長妻昭君外二名提出、衆法第二六号)

五、地理空間情報活用推進基本法案(柳澤伯夫君外九名提出、衆法第三九号)

六、内閣の重要政策に関する件

七、栄典及び公式制度に関する件

八、男女共同参画社会の形成の促進に関する件

九、国民生活の安定及び向上に関する件

一〇、警察に関する件

総務委員会

一、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律案(宮路和明君外三名提出、第六十三回国会衆法第二二二号)

二、戦後強制抑留者に対する特別給付金の支給に関する法律案(長妻昭君外六名提出、第六十三回国会衆法第一八号)

三、独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律を廃止する法律案(長妻昭君外六名提出、第六十三回国会衆法第一九号)

四、行政機構及びその運営に関する件

五、公務員の制度及び給与並びに恩給に関する件

六、地方自治及び地方税財政に関する件

七、情報通信及び電波に関する件

八、郵政事業に関する件

九、消防に関する件

法務委員会

一、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律案(内閣提出、第六十三回国会閣法第二二二号)

二、信託法案(内閣提出第八三三号)

三、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八四四号)

四、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(河村たかし君外二名提出、衆法第一三三号)

五、民法の一部を改正する法律案(枝野幸男君外七名提出、衆法第三五五号)

六、裁判所の司法行政に関する件

七、法務行政及び検察行政に関する件

国内治安に関する件

八、人権擁護に関する件

外務委員会

一、国際情勢に関する件

財務金融委員会

一、財政に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、外国為替に関する件

五、国有財産に関する件

六、たばこ事業及び塩事業に関する件

七、印刷事業に関する件

八、造幣事業に関する件

九、金融に関する件

一〇、証券取引に関する件

文部科学委員会

一、文部科学行政の基本施策に関する件

二、生涯学習に関する件

三、学校教育に関する件

四、科学技術及び学術の振興に関する件

五、科学技術の研究開発に関する件

六、文化、スポーツ振興及び青少年に関する件

厚生労働委員会

一、ねんきん事業機構法案(内閣提出第七七号)

二、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

三、地方自治法第五十六条第四項の規定に基づき、社会保険事務所の設置に関し承認を求めの件(内閣提出、承認第三号)

<p>四、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七六号)</p> <p>五、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(中山太郎君外五名提出、衆法第一四号)</p> <p>六、臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律案(斎藤鉄夫君外三名提出、衆法第一五号)</p> <p>七、厚生労働関係の基本施策に関する件</p> <p>八、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件</p> <p>九、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件</p> <p>農林水産委員会</p> <p>一、牛海綿状脳症対策特別措置法の一部を改正する法律案(山田正彦君外六名提出、第六六十三回国会衆法第七号)</p> <p>二、輸入牛肉に係る情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(山田正彦君外六名提出、第六六十三回国会衆法第八号)</p> <p>三、農林水産関係の基本施策に関する件</p> <p>四、食料の安定供給に関する件</p> <p>五、農林水産業の発展に関する件</p> <p>六、農林漁業者の福祉に関する件</p> <p>七、農山漁村の振興に関する件</p> <p>経済産業委員会</p> <p>一、海底資源開発推進法案(細野豪志君外四名提出、第六六十三回国会衆法第一五号)</p> <p>二、排他的経済水域等における天然資源の探査及び海洋の科学的調査に関する主権的権利その他の権利の行使に関する法律案(細</p>	<p>野豪志君外四名提出、第六六十三回国会衆法第一六号)</p> <p>三、官製談合等の防止のための刑法等の一部を改正する法律案(達増拓也君外五名提出、衆法第五号)</p> <p>四、入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律の一部を改正する法律案(保岡興治君外七名提出、衆法第七号)</p> <p>五、経済産業の基本施策に関する件</p> <p>六、資源エネルギー及び原子力安全・保安に関する件</p> <p>七、特許に関する件</p> <p>八、中小企業に関する件</p> <p>九、私的独占の禁止及び公正取引に関する件</p> <p>一〇、鉱業と一般公益との調整等に関する件</p> <p>国土交通委員会</p> <p>一、海洋構造物等に係る安全水域の設定等に関する法律案(石坂茂君外六名提出、衆法第二四号)</p> <p>二、観光立国推進基本法案(愛知和男君外六名提出、衆法第三四号)</p> <p>三、国土交通行政の基本施策に関する件</p> <p>四、国土計画、土地及び水資源に関する件</p> <p>五、都市計画、建築及び地域整備に関する件</p> <p>六、河川、道路、港湾及び住宅に関する件</p> <p>七、陸運、海運、航空及び観光に関する件</p> <p>八、北海道開発に関する件</p> <p>九、気象及び海上保安に関する件</p> <p>環境委員会</p> <p>一、環境保全の基本施策に関する件</p> <p>二、循環型社会の形成に関する件</p> <p>三、公害の防止に関する件</p>	<p>四、自然環境の保護及び整備に関する件</p> <p>五、快適環境の創造に関する件</p> <p>六、公害健康被害救済に関する件</p> <p>七、公害紛争の処理に関する件</p> <p>安全保障委員会</p> <p>一、国の安全保障に関する件</p> <p>予算委員会</p> <p>一、予算の実施状況に関する件</p> <p>決算行政監視委員会</p> <p>一、平成十七年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その一)(承諾を求めるの件)</p> <p>二、平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その一)(承諾を求めるの件)</p> <p>三、平成十七年度一般会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(その二)(承諾を求めるの件)</p> <p>四、平成十七年度特別会計予備費使用総調査及び各省各庁所管使用調査(承諾を求めるの件)</p> <p>五、平成十七年度特別会計予算総則第十三条に基づく経費増額総調査及び各省各庁所管経費増額調査(その二)(承諾を求めるの件)</p> <p>六、歳入歳出の実況に関する件</p> <p>七、国有財産の増減及び現況に関する件</p> <p>八、政府関係機関の経理に関する件</p> <p>九、国が資本を出資している法人の会計に関する件</p> <p>一〇、国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計に関する件</p>	<p>一一、行政監視に関する件</p> <p>議院運営委員会</p> <p>一、国立国会図書館法の一部を改正する法律案(鳩山由紀夫君外七名提出、衆法第二七号)</p> <p>二、国会法等改正に関する件</p> <p>三、議長よりの諮問事項</p> <p>四、その他議院運営委員会の所管に属する事項</p> <p>災害対策特別委員会</p> <p>一、災害対策に関する件</p> <p>政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会</p> <p>一、永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外二名提出、第六六十三回国会衆法第一四号)</p> <p>二、政治資金規正法等の一部を改正する法律案(山本拓君外三名提出、衆法第二〇号)</p> <p>三、公職選挙法等の一部を改正する法律案(渡辺周君外七名提出、衆法第四〇号)</p> <p>四、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する件</p> <p>沖縄及び北方問題に関する特別委員会</p> <p>一、沖縄及び北方問題に関する件</p> <p>青少年問題に関する特別委員会</p> <p>一、青少年問題に関する件</p> <p>国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員会</p> <p>一、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動等に関する件</p>
---	---	---	---

平成十八年六月十六日 参議院会議録第三十四号

議長の報告事項

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員会

一、北朝鮮による拉致問題等に関する件

日本国憲法に関する調査特別委員会

一、日本国憲法の改正手続に関する法律案

(保岡興治君外四名提出、衆法第三〇号)

二、日本国憲法の改正及び国政における重要な問題に係る案件の発議手続及び国民投票

に関する法律案(枝野幸男君外三名提出、衆法第三一号)

三、日本国憲法改正国民投票制度及び日本国憲法に関する件

教育基本法に関する特別委員会

一、教育基本法案(内閣提出第八九号)

二、日本国教育基本法案(鳩山由紀夫君外六名提出、衆法第二八号)

本日衆議院議長から、同院は閉会中次のとおり委員会が審査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

法務委員会

少年法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四四号)

安全保障委員会

防衛庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第九一号)

本日内閣から、災害対策基本法第九条第二項の規定に基づく「防災に關してとつた措置の概況」及び「平成十八年度の防災に関する計画」についての報告を受領した。

審査報告書

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年六月十四日

北朝鮮による拉致問題等に関する特別委員長

参議院議長 扇 千景殿

広野ただし

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、現下の北朝鮮の人権状況等にかんがみ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について、国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつその実態を解明し、及びその抑止を図るものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年六月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、二千五年十二月十六日の国

際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

(国の責務)

第二条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題(以下「拉致問題」という。)を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によつて拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

(地方公共団体の責務)

第三条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。

(北朝鮮人権侵害問題啓発週間)

第四条 国民の間に広く拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題についての関心と認識を深めるため、北朝鮮人権侵害問題啓発週間を設ける。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(年次報告)

第五条 政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

ける。

2 北朝鮮人権侵害問題啓発週間は、十二月十日から同月十六日までとする。

3 国及び地方公共団体は、北朝鮮人権侵害問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(年次報告)

第五条 政府は、毎年、国会に、拉致問題の解決その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する政府の取組についての報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

(国際的な連携の強化等)

第六条 政府は、北朝鮮当局によつて拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民、脱北者(北朝鮮を脱出した者であつて、人道的見地から保護及び支援が必要であると認められるものをいう。次項において同じ。)その他北朝鮮当局による人権侵害の被害者に対する適切な施策を講ずるため、外国政府又は国際機関との情報の交換、国際捜査共助その他国際的な連携の強化に努めるとともに、これらの者に対する支援等の活動を行う国内外の民間団体との密接な連携の確保に努めるものとする。

2 政府は、脱北者の保護及び支援に関し、施策を講ずるよう努めるものとする。

3 政府は、第一項に定める民間団体に対し、必要に応じ、情報の提供、財政上の配慮その他の支援を行うよう努めるものとする。

(北朝鮮当局による人権侵害状況が改善されない場合の措置)

第七条 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による日本国民に対する重大な人権侵害状況について

て改善が図られていないと認めるときは、北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する国際的動向等を総合的に勘案し、特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法(平成十六年法律第百二十五号)第三条第一項の規定による措置、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第百二十八号)第十条第一項の規定による措置その他の北朝鮮当局による日本国民に対する人権侵害の抑止のため必要な措置を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

公職選挙法の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年六月十四日

政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長 泉 信也

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、法律の規定に基づき国外に派遣される組織のうち当該組織において投票が適正に実施されると認められるものに属する選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る国外における不在者投票の制度を創設するとともに、国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織に属する選挙人の投票の機会を確保するため、これらの者に係る衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投

票についてフアクシミリ装置を用いて送信する方法によることができることとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

公職選挙法の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年六月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

公職選挙法の一部を改正する法律

第一条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十九条に次の一項を加える。

5 国が行う南極地域における科学的調査の業務を行う組織(以下この項において「南極地域調査組織」という。)に属する選挙人(南極地域調査組織の長の管理の下に南極地域における活動を行うものを含む。)で次の各号に掲げる施設又は船舶に滞在するものうち選挙の当日

前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙における投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、その滞在する次の各号に掲げる施設又は船舶の区分に応じ、

それぞれ当該各号に定める場所において、総務省令で定める投票送信用紙に投票の記載をし、これを総務省令で指定する市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信する方法により、行わせることができる。

一 南極地域にある当該科学的調査の業務の用に供される施設で国が設置するもの
不在者投票管理者の管理する場所

二 本邦と前号に掲げる施設との間において南極地域調査組織を輸送する船舶で前項の総務省令で定めるもの この項に規定する方法による投票を行うことについて不在者投票管理者が当該船舶の船長の許可を得た場所

第四十九条の二第三項中「及び第三項」を「から第五項まで」に改める。

第二百五十五条に次の一項を加える。

4 第四十九条第五項の規定による投票については、同項の施設又は船舶において投票を管理すべき者及び投票を受信すべき市町村の選挙管理委員会の委員長は投票管理者と、投票の記載をし、これを送信すべき場所及び投票を受信すべき場所は投票所と、投票を受信すべきフアクシミリ装置は投票箱と、同項の施設又は船舶において投票に立ち会うべき者は投票立会人と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党

等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

第二百六十三条第四号中「同条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第二百六十九条の二中「国外にある船舶における」を「第四十九条第一項、第四項及び第五項の規定による投票に関する」に改める。

第二百七十条第二項中「若しくは第四項」を「第四項若しくは第五項」に、「行わなければ」を「しなければ」に改める。

第二百七十条の二中「又は第四項」を「第四項又は第五項」に改める。

第二条 公職選挙法の一部を次のように改正する。

第四十九条第五項を同条第八項とし、同条第四項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 特定国外派遣組織に属する選挙人で国外に滞在するものうち選挙の当日前条第一項第一号に掲げる事由に該当すると見込まれるものの投票については、同項及び第一項の規定によるほか、政令で定めるところにより、第四十二条第一項ただし書、第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項から第三項まで、第四十八条及び第五十条の規定にかかわらず、国外にある不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わせることができる。

5 前項の特定国外派遣組織とは、法律の規定

に基づき国外に派遣される組織のうち次の各号のいずれにも該当する組織であつて、当該組織において同項に規定する方法による投票が適正に実施されると認められるものとして政令で定めるものをいう。

一 当該組織の長が当該組織の運営について管理又は調整を行うための法令に基づく権限を有すること。
二 当該組織が国外の特定の施設又は区域に滞在していること。

6 特定国外派遣組織となる組織を国外に派遣することを定める法律の規定に基づき国外に派遣される選挙人(特定国外派遣組織に属するものを除く。)で、現に特定国外派遣組織が滞在する施設又は区域に滞在しているものは、この法律の規定の適用については、当該特定国外派遣組織に属する選挙人とみなす。
第四十九条の二第三項中「第五項」を「第八項」に改める。

第二百五十五条第四項中「第四十九条第五項」を「第四十九条第八項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第四十九条第四項」を「第四十九条第七項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。
3 第四十九条第四項の規定による投票については、その投票を管理すべき者は投票管理者と、その投票を記載すべき場所は投票所と、選挙人が指示する公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者は第四十八条第二項の規定により公職の候補者

の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称を記載すべきものと定められた者とみなして、この章の規定を適用する。

第二百六十三条第四号中「第四十九条第一項」の下に「及び第四項」を加え、「同条第四項及び第五項」を「同条第七項及び第八項」に改める。
第二百六十九条の二中「及び第五項」を、「第七項及び第八項」に改める。
第二百七十条第二項中「若しくは第五項」を「第七項若しくは第八項」に改める。

第二百七十条の二中「又は第五項」を、「第七項又は第八項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に應じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条第一項、附則第三条、附則第五条、附則第七条及び附則第九条の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
二 第二条並びに次条第二項、附則第四条、附則第六条及び附則第八条の規定 公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日
(適用区分)

第二条 第一条の規定による改正後の公職選挙法の規定及び附則第七条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律(昭和二十五年法律第七十九号)の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示される衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙について適用し、同号に掲げる規

定の施行の日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の公職選挙法の規定及び附則第八条の規定による改正後の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、同号に掲げる規定の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例による。

(最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正)
第三条 最高裁判所裁判官国民審査法(昭和二十二年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を加える。

第四条 最高裁判所裁判官国民審査法の一部を次のように改正する。

第二十六条中「第四十九条第四項及び第五項」を「第四十九条第七項及び第八項」に改める。

(漁業法及び農業委員会等に関する法律の一部改正)
第五十条 次に掲げる法律の規定中「第四十九条第四項」の下に「及び第五項」を、「第二百五十五条第三項」の下に「及び第四項」を加える。

第九十四条
一 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)

二 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号) 第十一号

第六号 次に掲げる法律の規定中「第四十九条第四項及び第五項」を「第四十九条第四項から第八項まで」に、「第二百五十五条第三項及び第四

項」を「第二百五十五条第三項から第五項まで」に改める。

一 漁業法第九十四条

二 農業委員会等に関する法律第十一号(国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正)

第七号 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「第四十九条第四項」の下に「又は第五項」を加える。

第十三条の二第二項中「第四十九条第四項」の下に「又は第五項」を、「場所」の下に「(同項第二号に定める場所を含む。)」を加え、「同項」を「これら」に改める。

第八条 国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を次のように改正する。

第十三条第十項中「第四十九条第四項又は第五項」を「第四十九条第七項又は第八項」に改める。

第十三条の二第二項中「第四十九条第四項又は第五項」を「第四十九条第七項又は第八項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 公職選挙法第四十九条第四項の規定により不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において行われる不在者投票に要する経費の額は、総務大臣が定める額とする。

(公職選挙法の一部改正)
第九条 公職選挙法の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第四十九条の二第三項の改正規定を削る。

審査報告書

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十八年六月十五日

文教科学委員長 中島 啓雄

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、海外の文化遺産であつて、損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進を図らうとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成十八年六月九日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、海外の文化遺産であつて、

損傷し、衰退し、消滅し、若しくは破壊され、又はそれらのおそれのあるものの保護に係る国際的な協力(以下「文化遺産国際協力」という。)の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、文化遺産国際協力の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化遺産国際協力の推進を図り、もつて世界における多様な文化の発展に貢献するとともに、我が国の国際的地位の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 文化遺産国際協力は、文化遺産が人類共通の貴重な財産であることにかんがみ、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かしてその保護に取り組むことにより、我が国が国際社会において主導的な役割を果たしつつ世界における多様な文化の発展に積極的に貢献するとともに、日本国民の異なる文化を尊重する心の涵養と国際相互理解の増進が図られるように行われるものとする。

2 文化遺産国際協力は、文化の多様性が重要であることに配慮しつつ、文化遺産が存在する外国の政府及び関係機関の自主的な努力を支援することを旨として行われなければならない。

3 文化遺産国際協力の推進に関する施策は、文化芸術振興基本法(平成十三年法律第四百八十八号)の基本理念に配慮して行われるものとする。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念のつとめ、文化遺産国際協力の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育研究機関の責務等)

第四条 文化遺産国際協力に係る大学その他の教育研究機関(以下「教育研究機関」という。)は、文化遺産国際協力に必要な人材の育成並びに研究及びその成果の普及に自主的かつ積極的に努めるものとする。

2 教育研究機関は、文化遺産国際協力に係る研究者及び技術者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、研究者及び技術者の適切な処遇の確保並びに教育研究施設の整備及び充実に努めるものとする。

3 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策であつて、教育研究機関に係るものを策定し、及びこれを実施するに当たっては、研究者の自主性の尊重その他教育研究機関における研究の特性に配慮しなければならない。

(財政上の措置等)

第五条 政府は、文化遺産国際協力の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(基本方針)

第六条 文部科学大臣及び外務大臣は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、文化遺産国際協力を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針を定

め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

(連携の強化)

第七条 国は、文化遺産国際協力に係る独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。)、教育研究機関、民間団体等が相互に連携を図りながら協力することにより、文化遺産国際協力の効果的な推進を図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係行政機関の相互の密接な連携)

第八条 文化遺産国際協力の推進に当たっては、文化遺産国際協力の推進に必要な措置が適切に講じられるよう、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、これが行われなければならない。

(教育研究機関及び民間団体に対する支援)

第九条 国は、教育研究機関及び民間団体が文化遺産国際協力に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第十条 国は、文化遺産国際協力を推進するため、文化遺産国際協力に係る独立行政法人、教育研究機関、民間団体等と相互に緊密な連携協力を図りながら、文化遺産の保護に関する専門的知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるものとする。

(国際的協調のための施策)

第十一条 国は、文化遺産の保護に関する諸条約等の精神のつとめ文化遺産国際協力を国際的協調の下に推進するため、外国の政府若しくは

関係機関又は国際機関との情報の交換その他の必要かつ適切な施策を講ずるよう努めるものとする。

(国の内外の情報の収集、整理及び活用)

第十二条 国は、必要な文化遺産国際協力が適切かつ有効に実施されるよう、文化遺産国際協力に関する国の内外の情報の収集、整理及び活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映)

第十三条 国は、文化遺産国際協力の推進に関する施策の適正な策定及び実施に資するため、文化遺産国際協力において保存、修復等に携わる関係者等の意見を国の施策に反映させるための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解及び関心の増進)

第十四条 国は、文化遺産国際協力並びに文化遺産国際協力において研究者及び技術者が果たす役割の重要性に関する国民の理解と関心を深めるよう、文化遺産国際協力に関する広報活動の充実及び教育の振興その他の必要な施策を講ずるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十八年六月十五日

提出者

厚生労働委員長 山下 英利
参議院議長 扇 千景殿

精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)

第一条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

「精神病院」を「精神科病院」に改める。

第十九条の七の見出しを「(都道府県立精神科病院)」に改める。

(覚せい剤取締法等の一部改正)

第二条 次に掲げる法律の規定中「精神病院」を「精神科病院」に改める。

一 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)第三条第一項第二号

二 精神保健福祉法(平成九年法律第三百三十一号)第二条

三 沖繩振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)別表十七の項

四 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第八十九条第四項

(警察官職務執行法の一部改正)

第三条 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三百三十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「左の各号の二」を「次の各号のいずれかに、且つ」を「かつ」に、「とりあえず」を「取りあえず」に改め、「精神病患者収容施設」を削り、同項第一号中「でい酔を「泥酔」に、「虞を「おそれ」に改める。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

審査報告書

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十八年六月十五日

厚生労働委員長 山下 英利

参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、戦傷病者等の妻等の置かれている特別の事情にかんがみ、これらの者に特別給付金を支給しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行に要する経費(支給事務に要する経費)として、平成十八年度一般会計予算(厚生労働省所管)に約三千六百万円が計上されている。

なお、特別給付金に係る国債の償還分として、平成十九年度以降、国債整理基金特別会計(財務省所管)に総額約百七十九億円が計上される見込みである。

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十八年六月六日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第一条 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「平成十三年四月一日を「平成十五年四月一日」に、「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第三条第一項中「平成十三年四月一日」を「平成十五年四月一日」に改め、同項第一号中「平成十三年四月二日以後同年十月一日前」を「平成十五年四月二日以後平成十八年十月一日前」に改め、同項第三号及び第四号中「平成十三年十月一日」を「平成十八年十月一日」に改める。

第四条第一項中「十五万円」を「三十万円」に、「七万五千円」を「十五万円」に、「五年」を「十年」に改める。

附則第二項中「平成十三年十月一日」を「平成十八年十月一日」に改める。

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第二条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法

(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三十七項中「附則第四十五項において」を「以下」に改める。

附則第五十項を附則第五十七項とし、附則第四十九項の次に次の七項を加える。

50 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成十八年法律第 号)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法

第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

51 平成五年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年法律第十一号」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて

同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、同法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者(平成八年法律第十五号附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同項に規定する者とみなす。

52 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年法律第十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第三項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

53 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年法律第五十五号による改正前の戦傷病者等の妻に対する

特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。)の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第四項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第三項に規定する者とみなす。

54 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年法律第七十三号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第五項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

55 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第六項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第四項に規定する者とみなす。

56 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年法律第二十二号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年法律第二十九号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとし、平成八年法律第十五号附則第二条第七項の規定により平成十三年法律第十一号による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。)であつたことにより、平成十八年十月一日において第三条第二項各号に掲げる給付を受ける権利を有する者は、同条第五項に規定する者とみなす。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年十月一日から施行する。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「旧法」という。)の規定により支給し、又は支給すべきであつた特別給付金については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正後の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(以下「新法」という。)第三条第一項の特別給付金は、同項の規定にかかわらず、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第十一号。以下「平成十三年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者及び旧法による特別給付金を受ける権利を取得した者には、支給しない。

3 旧法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、新法第二条各号に掲げる給付(以下「増加恩給等」という。)のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するときは、第二項の規定にかかわらず、平

成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻に係る障害の程度が恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、前項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。以下この条において同じ。)であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、旧法第三条第一項の特別給付金(以下「平成十三年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者に限る。

4 平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するときは、第二項の規定にかかわらず、平

成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金(以下「平成八年特別給付金」という。)を受ける権利を取得した者(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十五号。以下「平成八年改正法」という。)附則第二条第二項に規定する者を除く。)に限る。

5 平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつ

たことにより、平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

6 戦傷病者戦没者遺族等援護法及び戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律(平成三年法律第五十五号。以下「平成三年改正法」という。)による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。以下この項において同じ。)が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等(当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当するときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

7 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十三号。以下「昭和五十九年改正法」という。)による改正前の

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

8 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第二十九号。以下「昭和五十四年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にか

わらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等の妻であつたことにより、平成八年改正法附則第二条第六項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

9 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第二十二号。以下「昭和五十一年改正法」という。）による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば同条に規定する戦傷病者等となる者が、平成十八年十月一日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けているとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等若しくは戦傷病者等となる者（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当しているときは、第二項の規定にかかわらず、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、同日において日本の国籍を有しているものには、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻であつて、平成十八年十月一日において当該戦傷病者等又は戦傷病者等となる者の妻で

あつたことにより、平成八年改正法附則第二条第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者に限る。

10 第三項から前項までの規定により新法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者に支給する同項の特別給付金の額は、新法第四条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第三項から前項までに規定する戦傷病者等又は戦傷病者等となる者で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金については、その額の二分の一に相当する額）とする。

一 第三項から第六項までの規定により支給する特別給付金 六十万円

二 第七項及び第八項の規定により支給する特別給付金 九十万円

三 前項の規定により支給する特別給付金 百万円

（特別給付金の支給の特例）

第三条 新法第二条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、新法第三条第一項の特別給付金の支給を受けることができることとなる者（次に掲げる者を除く。）には、同項の特別給付金を支給する。

一 昭和五十一年改正法附則第六条の規定により昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第二項の特別給付金を受ける権利を取得した者

二 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第五十三号）附

則第四条の規定により平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

三 平成三年改正法附則第三条の規定により平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年改正法附則第三条の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成十三年改正法附則第三条の規定により平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

第四条 次の各号に掲げる戦傷病者等の妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつたと認められる者を含む。）であつて、当該各号に掲げる戦傷病者等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるもの（平成十八年十月一日において日本の国籍を有しているものに限る。）には、新法第三条第一項の特別給付金を支給する。ただし、当該戦傷病者等が、その死亡の日において、増加恩給等のうち年金たる給付を受けていたとき、又は増加恩給等のうち一時金たる給付を受けたことがある当該戦傷病者等（当該給付を受けた日以後に当該給付に係る法令に基づく年金たる給付で公務による障害を支給事由とするものを受ける権利を失うべき事由に該当した者を除く。）の当該給付に係る障害の程度が恩給法別表第一号表ノ二及び第一号表ノ三に該当していたときに限る。

一 平成十五年三月三十一日以前に死亡した旧法第二条に規定する戦傷病者等（同条中「昭和

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案

十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。平成十三年特別給付金を受ける権利を取得した者

二 平成十五年三月三十一日以前に死亡した平成十三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者(平成八年改正法附則第二条第二項に規定する者を除く。)

三 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成八年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。平成八年改正法附則第二条第三項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

四 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した平成三年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦

傷病者等となる者を含む。平成八年改正法附則第二条第四項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

五 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十九年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(平成八年改正法附則第二条第五項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

六 平成八年十月一日から平成十五年三月三十一日までの間に死亡した昭和五十一年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条第一項に規定する戦傷病者等又は昭和五十四年改正法による改正前の戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第二条に規定する戦傷病者等(同条中「昭和十二年七月七日」とあるのを「昭和六年九月十八日」と読み替えて同条の規定を適用するものとしたならば、同条に規定する戦傷病者等となる者を含む。平成八年改正法附則第二条第六項又は第七項の規定により平成八年特別給付金を受ける権利を取得した者

2 次の各号のいずれかに該当する者には、前項の規定にかかわらず、新法第三条第一項の特別給付金は、支給しない。

- 一 第二条の規定による改正後の戦没者等の妻に対する特別給付金支給法附則第五十項から第五十六項までに規定する者
- 二 当該戦傷病者等の死亡前に離婚(離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情に入っていると認められる場合を含む)により当該戦傷病者等との婚姻を解消し、又

は当該婚姻の取消しをした者

三 当該戦傷病者等の死亡後平成十八年十月一日前に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む)をし、又は当該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

3 第一項に規定する特別給付金については、新法第四条第一項中「三十万円(戦傷病者等で恩給法別表第一号表ノ三の第二款から第五款までに該当する程度の障害を有するものに係る特別給付金の額は、十五万円)」とあるのは「五十万円」と、「十年」とあるのは「五年」とする。

審査報告書

がん対策基本法案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十八年六月十五日

厚生労働委員長 山下 英利
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由
本法律案は、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、がん対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであり、妥当な措置と認める。
なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

がんが日本人の死亡原因の三十一パーセントに上り、年間三十万人以上の患者が命を失っている現状にかんがみ、国を挙げて「がんとの闘い」に取り組むとの意志を明確にするとともに、がん対策基本法の制定をもつて、我が国のがん医療を改善する契機とするため、政府は、次の事項について、適切な措置を講ずるべきである。

一、本法により創設される「がん対策推進協議会」については、政府の策定する「がん対策推進基本計画」の立案に積極的に関与する機関であるとの位置づけにのっとり、その機能が十分に発揮できるよう配慮すること。その際、がん医療に関連する他の検討会等との役割分担や連携の強化にも努めること。

二、「がん対策推進基本計画」については、「健康フロンティア戦略」及び「がん対策推進アクションプラン二〇〇五」において、平成二十六年までの十年間に「五年生存率を二十パーセント改善する」との目標が確認されていることを踏まえ、関係府省との連携の下、速やかに策定すること。

三、「がん対策推進協議会」の委員構成については、がん患者が初めてがん医療の政策立案過程に参画できるようになったことの意義を重く受け止め、がん患者の意向が十分に反映されるよう配慮すること。

四、がん医療に関する情報提供については、がん患者が医療機関を選択する際に役立つよう、各がん専門医療機関の専門分野、専門的な知識及

び技能を有する医師その他の医療従事者の数や設備の状況などの医療機能情報が、患者の視点に立つて適切に提供される体制を整えること。

五、がんの治療法に関する情報については、手術療法、放射線療法、化学療法その他のがんの治療法についての最新の情報を、できる限り平易な言葉で国民に提供する体制を整えること。

六、病状、治療方法等について、患者が医師等の説明を理解し、納得した上で治療法の選択ができるよう、正確かつ適切な情報提供の推進、セカンドオピニオン外来・医療相談室の拡充に努めること。あわせて、セカンドオピニオンを受けるために必要な診療状況を示す文書やデータ等の提供について、患者の求めに応じて迅速かつ適切に対応するよう、医療機関に周知徹底を図ること。

七、がん専門医等の養成と配置については、がん治療の水準向上のために確保すべき外科医、放射線腫瘍医、腫瘍内科医、病理医、麻酔医などの医師その他の医療従事者の養成や常勤での配置、並びに新たな診断機器や治療機器等の開発、配備等の諸課題を検討するため、厚生労働省、文部科学省等の関係府省による連絡調整を随時行い、その協議内容を「がん対策推進協議会」に報告すること。

八、放射線療法及び化学療法については、がん医療における重要性が高まってきていることを踏まえ、卒前教育、卒後の臨床研修の各段階において、適切な教育、研修が行われるよう、必要な措置を講ずるとともに、これらの分野に関する人材の育成と専門的な教育研究体制の充実を図ること。また、放射線療法の品質管理が十分

に行われるよう、適切な措置を講ずるとともに、あわせて、専門的な人材の育成に努めること。

九、がん専門医の研修については、国立がんセンター等におけるがん専門医育成のための研修コースを拡充するとともに、効果的な研修を可能とするための方策を検討し、必要な措置を講ずること。

十、がん医療においてもチーム医療による対応の必要性が増していることにかんがみ、看護師、薬剤師、診療放射線技師等のコメディカル・スタッフの専門的知識、技術の習得が促進されるよう、必要な措置を講ずること。

十一、地域におけるがん医療の充実については、医療計画におけるがん診療体制の整備に関して、地域の医療機関が、それぞれの診療レベルに応じて機能分担し、連携を強化することにより、質の高いがん医療を適切に提供できる体制を整えること。

十二、緩和ケアについては、がん患者の生活の質を確保するため、緩和ケアに関する専門的な知識及び技能を有する医療従事者の育成に努めるとともに、自宅や施設においても、適切な医療や緩和ケアを受けることができる体制の整備を進めること。

十三、がん治療に係る新薬及び新規医療機器の承認については、海外で使用されながら日本国内では未承認のために使用できない抗がん剤等の医薬品及び医療機器について、早期に使用できるように、多施設共同研究の推進や、有効性・安全性に関する審査の迅速化など、なお一層の促進策を講ずること。

十四、抗がん剤の保険適用について、認められている効能以外のがんにも有用性が認められ、薬事法上の承認を得た場合は直ちに保険適用とすること。

十五、DPC(診断群分類包括評価)対象病院の拡大に伴って、最善の医療を提供できなくなることがないように、診療内容を検証するとともに、適正な診療報酬の設定に努めること。

十六、がん登録については、がん罹患患者数・罹患率などの疫学的研究、がん検診の評価、がん医療の評価に不可欠の制度であり、院内がん登録制度、地域がん登録制度の更なる推進と登録精度の向上並びに個人情報保護を徹底するための措置について、本法成立後、検討を行い、所要の措置を講ずること。

十七、予防・早期発見体制の充実については、がんの早期発見のための知識や予防法の普及を図ること。また、最新の知見に基づき有効性が高いと認められるがん検診を地域における検診の項目に位置づけること。

十八、がん検診については、最新の診断機器の効率的利用や撮影技師の技能向上等により、早期発見率を向上させるとともに、がん検診の事後評価を推進すること。

十九、がんをはじめとする生活習慣病の予防を推進するため、革新的ながんの予防についての研究の促進及びその成果の活用、喫煙が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及を図るほか、喫煙者数の減少に向け、たばこに関するあらゆる健康増進策を総合的に実施すること。右決議する。

がん対策基本法
右の本院提案をここに送付する。

平成十八年六月十三日

衆議院議長 河野 洋平

参議院議長 扇 千景殿

がん対策基本法

目次

第一章 総則(第一条―第八条)

第二章 がん対策推進基本計画等(第九条―第十一条)

第三章 基本的施策

第一節 がんの予防及び早期発見の推進(第十二条・第十三条)

第二節 がん医療の均てん化の促進等(第十四条―第十七条)

第三節 研究の推進等(第十八条)

第四章 がん対策推進協議会(第十九条・第二十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国のがん対策がこれまでの取組により進展し、成果を収めてきたものの、なお、がんが国民の疾病による死亡の最大の原因となつてゐる等が国民の生命及び健康にとつて重大な問題となつてゐる現状にかんがみ、がん対策の一層の充実を図るため、がん対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び医師等の責務を明らかにし、並びにがん対策の推進に関する計画の

官 報 (号 外)

<p>策定について定めるとともに、がん対策の基本となる事項を定めることにより、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。 (基本理念)</p> <p>第二条 がん対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p> <p>一 がんの克服を目指し、がんに関する専門的、学際的又は総合的な研究を推進するとともに、がんの予防、診断、治療等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、活用し、及び発展させること。</p> <p>二 がん患者がその居住する地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切ながんに係る医療(以下「がん医療」という。)を受けることができるようにすること。</p> <p>三 がん患者の置かれている状況に応じ、本人の意向を十分尊重してがんの治療方法等が選択されるようがん医療を提供する体制の整備がなされること。</p> <p>(国の責務)</p> <p>第三条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。)のつとより、がん対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、がん対策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>(医療保険者の責務)</p> <p>第五条 医療保険者(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七条第七項に規定する医療保険</p>	<p>者(をいう。))は、国及び地方公共団体が講ずるがんの予防に関する啓発及び知識の普及、がん検診に関する普及啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(国民の責務)</p> <p>第六条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣が健康に及ぼす影響等がんに関する正しい知識を持ち、がんの予防に必要な注意を払うよう努めるとともに、必要に応じ、がん検診を受けるよう努めなければならない。</p> <p>(医師等の責務)</p> <p>第七条 医師その他の医療関係者は、国及び地方公共団体が講ずるがん対策に協力し、がんの予防に寄与するよう努めるとともに、がん患者の置かれている状況を深く認識し、良質かつ適切ながん医療を行うよう努めなければならない。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第八条 政府は、がん対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。</p>	<p>第二章 がん対策推進基本計画等</p> <p>(がん対策推進基本計画)</p> <p>第九条 政府は、がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の推進に関する基本的な計画(以下「がん対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 がん対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。</p> <p>3 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>4 厚生労働大臣は、がん対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、関係行政機関の長と協議するとともに、がん対策推進協議会の意見を聴くものとする。</p> <p>5 政府は、がん対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>6 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。</p> <p>7 政府は、がん医療に関する状況の変化を勘案し、及びがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、がん対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。</p> <p>8 第三項から第五項までの規定は、がん対策推進基本計画の変更について準用する。</p> <p>(関係行政機関への要請)</p> <p>第十条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対して、がん対策推進基本計画の策定のための資料の提出又はがん対策推進基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。</p> <p>第十一条 都道府県は、がん対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県におけるがん患者に対するがん医療の提供の状況等を踏ま</p>	<p>え、当該都道府県におけるがん対策の推進に関する計画(以下「都道府県がん対策推進計画」という。)を策定しなければならない。</p> <p>2 都道府県がん対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第百三十三号)第八十一条に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法(平成十一年法律第九号)第九十一条に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。</p> <p>3 都道府県は、都道府県がん対策推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。</p> <p>4 都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも五年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。</p> <p>5 第三項の規定は、都道府県がん対策推進計画の変更について準用する。</p> <p>第三章 基本的施策</p> <p>第一節 がんの予防及び早期発見の推進</p> <p>(がんの予防の推進)</p> <p>第十二条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境が健康に及ぼす影響に関する啓発及び知識の普及その他のがんの予防の推進のために必要な施策を講ずるものとする。</p>
---	---	---	---

(がん検診の質の向上等)

第十三条 国及び地方公共団体は、がんの早期発見に資するよう、がん検診の方法等の検討、がん検診の事業評価の実施、がん検診に携わる医療従事者に対する研修の機会の確保その他のがん検診の質の向上等を図るために必要な施策を講ずるとともに、がん検診の受診率の向上に資するよう、がん検診に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 がん医療の均てん化の促進等
(専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成)

第十四条 国及び地方公共団体は、手術、放射線療法、化学療法その他のがん医療に携わる専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第十五条 国及び地方公共団体は、がん患者がその居住する地域にかかわらず等しくそのがんの状態に応じた適切ながん医療を受けることができるよう、専門的ながん医療の提供等を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者に対し適切ながん医療が提供されるよう、国立がんセンター1、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(がん患者の療養生活の質の維持向上)

第十六条 国及び地方公共団体は、がん患者の状

況に応じて疼痛等の緩和を目的とする医療が早期から適切に行われるようにすること、居宅においてがん患者に対しがん医療を提供するための連携協力体制を確保すること、医療従事者に対するがん患者の療養生活の質の維持向上に関する研修の機会を確保することその他のがん患者の療養生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(がん医療に関する情報の収集提供体制の整備等)

第十七条 国及び地方公共団体は、がん医療に関する情報の収集及び提供を行う体制を整備するために必要な施策を講ずるとともに、がん患者及びその家族に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

第三節 研究の推進等

第十八条 国及び地方公共団体は、がんの本態解明、革新的ながんの予防、診断及び治療に関する方法の開発その他のがんの罹患率及びがんによる死亡率の低下に資する事項についての研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、がん医療を行う上で特に必要性が高い医薬品及び医療機器の早期の薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、並びにがん医療に係る

標準的な治療法の開発に係る臨床研究が円滑に行われる環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 がん対策推進協議会

第十九条 厚生労働省に、がん対策推進基本計画に関し、第九条第四項(同条第八項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、がん対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

第二十条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 協議会の委員は、がん患者及びその家族又は遺族を代表する者、がん医療に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

3 協議会の委員は、非常勤とする。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十九年四月一日から施行する。

(厚生労働省設置法の一部改正)

第二条 厚生労働省設置法(平成十一年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 がん対策基本法(平成十八年法律第十七号)第九條第一項に規定するがん

対策推進基本計画の策定及び推進に関すること。

第六条第二項中「独立行政法人評価委員会を

「独立行政法人評価委員会
がん対策推進協議会」に改める。

第十一条の二の次に次の一条を加える。

(がん対策推進協議会)

第十一条の三 がん対策推進協議会については、がん対策基本法(これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

審査報告書

日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は多数をもって是認すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。
平成十八年六月十五日

総務委員長 世耕 弘成
参議院議長 扇 千景殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本件は、放送法第四十条第三項の規定に基づき、会計検査院の検査を経て、内閣から国会に提出された日本放送協会の平成十六年度決算書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の平成十六年度末における資産及び負債の状況は別表第1、並びに当年度中の損益の状況は別表第2のとおりである。

本件について、当年度収支予算、事業計画等が適正かつ効率的に執行されたかどうか、さらに日本放送協会の運営全般につき慎重に審査を行った結果、これを是認すべきものと認めた。

(別表第1) 平成16年度末における資産及び負債の状況

一 般 勘 定

科 目	金 額
	百万円
資 産 総 額	726,397
負 債 総 額	268,795
資 本 総 額	457,601

受託業務等勘定

科 目	金 額
	百万円
資 産 総 額	4
負 債 総 額	4

(別表第2) 平成16年度中の損益の状況

一 般 勘 定 (△は欠損)

科 目	金 額
	百万円
経 常 事 業 収 入	685,493
経 常 事 業 支 出	667,623
経 常 事 業 収 支 差 金	17,869
経 常 事 業 外 収 入	3,464
経 常 事 業 外 支 出	16,847
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 13,382
経 常 収 支 差 金	4,487
特 別 収 入	10,439
特 別 支 出	7,410
当 期 事 業 収 支 差 金	7,516

(注) 当期事業収支差金75億1,652万円のうち、71億1,800万円は資本支出に充当し、3億9,852万円は翌年度以降の財政安定のための財源に充てることとしている。

受託業務等勘定 (△は欠損)

科 目	金 額
	百万円
経 常 事 業 収 入	920
経 常 事 業 支 出	738
経 常 事 業 収 支 差 金	182
経 常 事 業 外 支 出	38
経 常 事 業 外 収 支 差 金	△ 38
当 期 事 業 収 支 差 金	144

(注) 当期事業収支差金は、一般勘定に繰り入れている。

右 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
国会に提出する。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

資産	出	貸	借	負債	純資産	貸借対照表	貸借対照表	損益計算書	並びにこれに関する説明書
独立行政法人情報通信研究機構に対する出資	563,771								
関連事業に対する出資	10,388,100								
(株)NHKエソタープラズ21ほか									
放送所敷地賃借料未経過分ほか	51,448								
放送債券償還資金積立金									
国債	1,500,000								
政府保証債	500,000								
事業債	1,000,000								
資産合計									
(負債の部)									
流動負債									
短期借入金									
一年以内に返済する長期借入金									
未払金									
契約収納事務費	5,360,451								
放送債券利息	116,588								
その他の未払金	77,870,101								
納付消費税	1,662,296								
設備整備経費ほか	76,207,805								
翌年度分受信料の収納額									
受信料前受金									
その他の流動負債									
長期前払費用									
特定資産									
放送債券償還積立資産									
特 定 資 産									
放送会館、放送所敷地ほか	34,366,949								
地上デジタル放送設備の整備ほか	14,591,011								
放送設備、放送所敷地ほか	14,591,011								
楽器、事務用器具ほか	4,521,773								
減価償却累計額	3,364,377								
放送衛星BSAT-1aほか	19,685,227								
減価償却累計額	16,195,051								
車両及び運搬具	8,993,605								
減価償却累計額	6,636,049								
無形固定資産	1,297,078								
施設利用権	39,914								
その他の無形固定資産	140,926,738								
国際放送送信設備利用権ほか	129,923,418								
地上権	39,914								
国債	24,832,028								
金融債	3,800,000								
政府保証債	36,621,922								
非政府保証債	1,499,706								
地方債	14,916,231								
事業債	48,253,529								
出資その他の資産									
長期保有有価証券									
貸借対照表									
貸借対照表									
損益計算書									
並びにこれに関する説明書									

固定負債	前受収益	施設利用料ほか 源泉徴収所得税 ほか	21,497	68,116,748
債券	金			26,000,000
放債	金			19,686,000
長期借入金				20,225,748
退職給付引当金				2,205,000
その他の固定負債		放送衛星BSAT- 1a-1b取得経費 未払分		
負債合計				<u>268,795,927</u>

(受託業務等勘定)

科目	内		計
	摘要	金額	
(資産の部)			千円
流動資産			4,743
現金及び預金	預金	144	144
未収金	普通預金		4,599
資産合計	施設貸貸料		<u>4,743</u>
(負債の部)			
流動負債			4,743
未払金	納付消費税ほか		4,653
前受金	スタジオ設備賃 賃料		89
負債合計			<u>4,743</u>

2 平成16年度貸借対照表

貸借対照表

平成17年3月31日現在

(一般勘定)

科目	内	金額	構成比
	訳	千円	%
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		68,484,154	
受取債権		37,383,059	
未収受信料欠損引当金		4,730,059	
有価証券		29,736,715	
前払費用		10,075,472	
未収費用		9,252,862	
その他の流動資産		2,975,949	
流動資産合計		125,255,214	17.2
固定資産			
有形固定資産			
建物		282,826,550	
構築物		97,104,855	
減価償却累計額		122,997,555	
機械及び装置		82,680,092	
減価償却累計額		691,269,140	
運搬具		517,393,250	
放送衛星		19,685,227	
減価償却累計額		16,195,051	
車両運搬具		8,993,605	
減価償却累計額		6,636,049	

器具	減価償却累計額	4,521,773
土地	△ 3,364,377	
建設仮勘定	1,157,395	
有形固定資産合計	34,366,949	
	14,591,011	
有形固定資産	455,878,136	62.8
無形固定資産	1,336,993	
無形固定資産合計	1,336,993	0.2
無形固定資産	1,336,993	
無形固定資産合計	1,336,993	
出資その他の有価証券	129,923,418	
長期保有有価証券	10,951,871	
出資	9,855,900	
関係会社の出資	1,095,971	
その他の出資	51,448	
長期前払費用	140,926,738	19.4
出資その他の資産合計	598,141,868	82.4
固定資産合計	3,000,000	
特 定 資 産	3,000,000	0.4
放送債券償還積立資産	726,397,083	100.0
特 定 資 産 合 計	3,000,000	
特 定 資 産 合 計	726,397,083	
(負債の部)		
流動負債	1,522,000	
短期借入金	1,119,000	
一年以内に返済する長期借入金	83,347,141	
未払信用料前受金	113,077,788	
その他の流動負債	1,613,249	

流動負債合計	200,679,179	27.6
債券	26,000,000	
放 送 借 入 金	19,686,000	
長期借入金	20,225,748	
退職給付引当金	2,205,000	
その他の固定負債	68,116,748	9.4
固定負債合計	268,795,927	37.0
負債合計	413,872,955	
(資本の部)	163,375	
資本	413,709,579	
承 継 資 本	36,211,671	
固定資産充当資本	7,516,528	
繰越剰余金	457,601,155	63.0
繰越剰余金	726,397,083	100.0
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差 金		
積 立 金		
繰越剰余金		
固定資産		
資本		
承 継 資 本		
固定資産充当資本		
繰越剰余金		
繰越剰余金		
当 期 事 業 収 支 差		

(受託業務等勘定)

科 目	金 額
経常事業収入	千円 920,844
経常事業等収入	920,844
経常事業支出	738,208
経常事業等支出	738,208
経常事業収支差金	182,636
経外事業外支出	38,154
経外事業外収支差金	△ 38,154
当期事業収支差金	144,482
当期繰入前剰余金	144,482
当期繰入への繰入れ	144,482

4 平成16年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

平成16年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説

日本放送協会は、平成16年度の事業運営にあたり、芸能番組制作費に係る不正支出事件に端を発した厳しい経営環境の下で、業務全般にわたる効率的な運営を図りつつ、事業計画の着実な遂行に努めた。視聴者の負担する受信料によって支えられる公共放送の使命と責任を深く認識し、視聴者の信頼と要望にこたえるべく、新潟県中越地震等相次いだ大災害に際して迅速・的確な報道に努めたのをはじめ、地上放送の充実刷新と地上デジタル放送の普及促進、デジタルハイビジョン放送をはじめとする衛星放送の充実、国際放送の充実と国際貢献の推進、視聴者との結びつき強化、放送の発展を図る技術の研究開発など各部門の事業活動を積極的に進め、放送を通じて国民生活の充実と文化の向上に資するよう努めた。

協会の決算の状況について概説すれば、次のとおりである。

「一般勘定」の平成16年度末の資産、負債及び資本の状況を財産目録と貸借対照表でみると、資産総額7,263億9,708万3千円に対し、負債総額は2,687億9,592万7千円であり、資本総額は4,576億1,155万5千円で、このうち当期事業収支差金は75億1,652万8千円である。

次に、平成16年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入6,854億9,355万6千円に対し、経常事業支出は6,676億2,378万1千円で、差し引き経常事業収支差金は178億6,977万4千円であり、これに経常事業外収支差金△133億8,248万1千円を加えた経常収支差金は44億8,729万3千円である。これに特別収入104億3,998万5千円を加え、特別支出4億1,075万円を差し引いた当期事業収

支差金は75億1,652万8千円であり、当期事業収支差金のうち、資本支出充当は71億1,800万円、事業収支剰余金は3億9,852万8千円である。

なお、この事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。「受託業務等勘定」の平成16年度末の資産、負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額474万3千円に対し、負債総額は474万3千円である。

次に、平成16年度中の損益の状況を損益計算書でみると、経常事業収入9億2,084万4千円に対し、経常事業支出は7億3,820万8千円で、差し引き経常事業収支差金は1億8,263万6千円であり、これに経常事業外収支差金△3,815万4千円を加えた当期事業収支差金は1億4,448万2千円であり、この当期事業収支差金は「一般勘定」へ繰り入れた。

2 資産、負債及び資本並びに損益の状況

貸借対照表及び損益計算書の作成にあたっての重要な会計方針と、平成16年度末における資産、負債及び資本の状況及び年度内の増減並びに平成16年度中の損益の状況は、次のとおりである。

2.1 重要な会計方針

項 目	会 計 方 針
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 (1) 満期保有目的の債券 (2) 子会社及び関連会社株式 (3) その他有価証券(時価のないもの)	償却原価法(定額法)によっている。 移動平均法に基づく原価法によっている。 移動平均法に基づく原価法によっている。
2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産	「建物」「構築物」「放送衛星」は定額法、「機械及び装置」「車両及び運搬具」「器具」は定率法によっている。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。 建 物 5～50年 構 築 物 10～60年 放 送 衛 星 10年 機 械 及 び 装 置 4～15年 車 面 及 び 運 搬 具 4～7年 器 具 5～50年 定額法によっている。 なお、主な耐用年数は、以下のとおりである。 施設利用権 15～20年
3. 引当金の計上基準 (1) 未収受信料欠損引当金 (2) 退職給付引当金	当年度末の受信料未収額のうち、翌年度における収納不能見込額を経験率等により計上している。 職員の退職給付に備えるため、当年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当年度末において必要と認められる額を計上している。

4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
5. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2.2 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)
(一般勘定)

(単位 千円)

区分	平成15年度末	平成16年度末	増減
	(17,5)	(17,2)	
現金及び預金	80,598,797	68,484,154	△ 12,114,643
受取預金	3,509,926	4,730,059	1,220,132
有価証券	24,098,102	29,736,715	5,638,612
前払費用	9,079,057	10,075,472	996,415
未収金	6,267,441	9,252,862	2,985,420
その他の流動資産	3,081,113	2,975,949	△ 105,163
流動資産合計	126,634,440	125,255,214	△ 1,379,225
有形固定資産	448,822,082	455,878,136	7,056,054
建物	185,708,847	185,721,694	12,847
構築物	40,706,545	40,317,463	△ 389,081
機械及び装置	164,968,709	173,875,890	8,907,180
送電装置	4,668,110	3,490,175	△ 1,177,934
車両及び運搬具	2,080,643	2,357,556	276,912
器具	1,333,338	1,157,395	△ 175,943
土地	33,632,689	34,366,949	734,260

建設仮勘定	負債		増減
	平成15年度末	平成16年度末	
建設仮勘定	15,723,198	14,591,011	△ 1,132,186
無形固定資産	1,674,724	1,336,993	△ 337,731
出資その他の資産	138,980,593	140,926,738	1,946,144
長期保有有価証券	127,851,087	129,923,418	2,072,331
出資	11,064,625	10,951,871	△ 112,754
長期前払費用	64,881	51,448	△ 13,432
固定資産合計	589,477,400	598,141,868	8,664,467
放送債券償還積立資産	6,400,000	3,000,000	△ 3,400,000
特定資産合計	6,400,000	3,000,000	△ 3,400,000
資産合計	722,511,841	726,397,083	3,885,242
短期借入金	1,196,000	1,522,000	326,000
一年以内に返済する長期借入金	4,518,000	1,119,000	△ 3,399,000
一年以内に償還する放送債券	6,000,000	0	△ 6,000,000
未払金	79,137,045	83,347,141	4,210,096
受取料前受金	115,503,597	113,077,788	△ 2,425,809
その他の流動負債	1,780,339	1,613,249	△ 167,090
流動負債合計	208,134,982	200,679,179	△ 7,455,803
放送債	26,000,000	26,000,000	0
長期借入金	16,787,000	19,686,000	2,899,000
退職給付引当金	18,128,231	20,225,748	2,097,516
その他の固定負債	3,377,000	2,205,000	△ 1,172,000

(大正) 昭和

区 分	平成15年度末		平成16年度末		増 減
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
固定負債合計	64,292,231	(8.9)	68,116,748	(9.4)	3,824,516
負債合計	272,427,214	(37.7)	268,795,927	(37.0)	△ 3,631,286
資本合計	450,084,626	(62.3)	457,601,155	(63.0)	7,516,528
負債資本合計	722,511,841	(100.0)	726,397,083	(100.0)	3,885,242
当期事業収支差金	11,521,636		7,516,528		△ 4,005,107
繰越剰余金	36,211,035		36,211,671		636
積立金	36,211,035		36,211,671		636
固定資産充当資本	402,188,579		413,709,579		11,521,000
承継資本	163,375		163,375		0
資本	402,351,955		413,872,955		11,521,000
負債	272,427,214		268,795,927		△ 3,631,286
固定負債合計	64,292,231		68,116,748		3,824,516

注1 ()内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

資産の部

平成16年度末の資産総額は、平成15年度末の7,225億1,184万1千円に比へ38億8,524万2千円増加し、7,263億9,708万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		増 減
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
流動資産	126,634,440	17.5	125,255,214	17.2	△ 1,379,225
固定資産	589,477,400	81.6	598,141,868	82.4	8,664,467
特定資産	6,400,000	0.9	3,000,000	0.4	△ 3,400,000
合計	722,511,841	100.0	726,397,083	100.0	3,885,242

流動資産

平成16年度末の流動資産は、平成15年度末の1,266億3,444万円に比へ13億7,922万5千円減少し、1,252億5,521万4千円となり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成15年度末		平成16年度末		増 減
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
現金及び預金	80,598,797	64.3	68,484,154	54.8	△ 12,114,643
受信料未収金	3,509,926	4.3	4,730,059	3.7	1,220,132
有価証券	24,098,102	29.9	29,736,715	23.0	5,638,612
前払費用	9,079,057	11.2	10,075,472	7.8	996,415
未収金	6,267,441	7.8	9,252,862	7.2	2,985,420
その他の流動資産	3,081,113	3.8	2,975,949	2.3	△ 105,163
合計	126,634,440	100.0	125,255,214	100.0	△ 1,379,225

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		増 減
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
現金	1,185,839	14.5	450,412	3.6	△ 735,426
普通預金	14,511,958	18.2	16,033,742	12.8	1,521,783
定期預金	10,901,000	13.7	52,000,000	41.5	41,099,000
譲渡性預金	54,000,000	68.6	0	0.0	△ 54,000,000
合計	80,598,797	100.0	68,484,154	100.0	△ 12,114,643

(2) 受信料未収金及び未收受信料欠損引当金

(単位 千円)

区 分	平成15年度末		平成16年度末		増 減
	金額	構成比 (%)	金額	構成比 (%)	
受信料未収金	26,804,926	33.3	37,383,059	29.0	10,578,132
未收受信料欠損引当金	△ 23,295,000	△ 28.9	△ 32,653,000	△ 25.2	△ 9,358,000
合計	3,509,926	4.3	4,730,059	3.7	1,220,132

(3) 有価証券

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
有	価 証 券	24,098,102	29,736,715	5,638,612	

<有価証券の内訳>

(単位 千円)

区	分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘	要
国	債	11,540,000	11,534,397	11,538,756		
金	融	4,100,000	4,100,000	4,100,000		
政	府	1,600,000	1,596,902	1,599,073	興業債券ほか	
非	政	500,000	499,750	499,916	預金保険機構債券ほか	
地	方	2,700,000	2,695,678	2,699,688	鉄道建設債券	
事	業	5,300,000	5,293,372	5,299,279	神奈川県公債ほか	
コ	ー	4,000,000	4,000,000	4,000,000	東京電力㈱社債ほか	
ユ	ー				三井物産アジア投資会社ほか	
合	計	29,740,000	29,720,099	29,736,715		

(4) 前払費用

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
翌	年	8,403,897	9,382,008	978,111	
そ	の	675,160	693,464	18,303	
合	計	9,079,057	10,075,472	996,415	

翌年度番組関係費の内容は、翌年度以降に放送する番組制作費、スポンサー放送権利及び映画放送権利であり、その他の前払費用の内容は、事務室翌年度分賃借料等である。

(5) 未収金

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
有	価	462,783	410,776	△	52,007
そ	の	5,804,657	8,842,086	3,037,428	
合	計	6,267,441	9,252,862	2,985,420	

その他の未収金の内容は、国際放送関係交付金等である。

(6) その他の流動資産

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
差	入	2,444,788	2,503,554	58,765	
仮	払	636,324	472,395	△	163,928
合	計	3,081,113	2,975,949	△	105,163

差入保証金の内容は、事務室賃借保証金等であり、仮払金の内容は、諸立替払金である。

固 定 資 産

(1) 固定資産の取得及び処分

(単位 千円)

区	分	平成15年度末残高 (1)	平成16年度		平成16年度末残高 (1)+(2)-(3) (4)	減価償却累計額 (5)	平成16年度末帳簿価額 (4)-(5)
			増加額 (2)	減少額 (3)			
有	形	1,129,261,520	94,399,686	44,409,392	1,179,261,814	723,373,677	455,878,136
建	物	273,802,973	9,981,877	958,299	282,826,550	97,104,855	185,721,694
構	築	121,288,449	3,727,475	2,018,369	122,997,555	82,680,092	40,317,463
機	械	651,808,382	64,501,904	25,041,145	691,269,140	517,393,250	173,875,890
放	送	19,685,227	0	0	19,685,227	16,195,051	3,490,175
車	面	8,607,393	1,141,010	754,797	8,993,605	6,636,049	2,357,556
器	具	4,713,206	95,044	286,477	4,521,773	3,364,377	1,157,395
土	地	33,632,689	940,735	206,475	34,366,949	—	34,366,949
建	設	15,723,198	14,011,640	15,143,826	14,591,011	—	14,591,011
無	形	12,213,558	29,043	6,830,214	5,412,386	4,075,393	1,336,993
(有	形・無形固	1,141,475,078	94,428,730	51,239,607	1,184,664,201	727,449,071	457,215,129
定) 資産計							
出	資	138,980,593	34,433,408	32,487,264	140,926,738	—	140,926,738
長	期	127,851,087	34,400,738	32,328,407	129,923,418	—	129,923,418
証	券	11,064,625	0	112,754	10,951,871	—	10,951,871
出	資	64,881	32,670	46,102	51,448	—	51,448
長	期						
前	払						
費	用						
合	計	1,280,455,672	128,862,138	83,726,871	1,325,580,939	727,449,071	598,141,868

注1 有形固定資産及び無形固定資産の増加は、主として建設計画の実施によるものであり、実施額80,301,162千円の内容は次のとおりである。

- ・衛星放送施設の整備(衛星デジタル放送設備の整備等)1,841,604千円
- ・テレビジョン、ラジオ放送網の整備14,539,302千円
- (地上デジタルテレビジョン放送送信設備の整備、ラジオ放送局1局、FM放送局1局の完成、放送装置の更新等)
- ・放送会館の整備(神戸・山口放送会館の整備等)12,344,683千円
- ・番組設備の整備49,061,757千円
- (地上デジタルテレビジョン放送送出設備、ハイビジョン放送設備及び番組送出設備の整備、地域放送充実のための機器の整備等)
- ・研究施設等の整備(研究開発設備の整備、番組公開ライブラリー設備の整備等).....2,513,814千円

注2 建設仮勘定残高14,591,011千円の内容は、地上デジタルテレビジョン放送設備の整備等である。

注3 無形固定資産帳簿価額1,336,993千円の内容は、国際放送送信設備等施設利用権1,297,078千円、地上権99,914千円である。

(2) 長期保有有価証券

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
長期保有有価証券	127,851,087	129,923,418		2,072,331

(単位 千円)

<長期保有有価証券の内訳>

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
国 債	24,900,000	24,817,462	24,832,028	
金 融 債	3,800,000	3,800,000	3,800,000	しんきん中金債券ほか
政 府 保 証 債	36,700,000	36,602,450	36,621,922	公営企業債券ほか
非 政 府 保 証 債	1,500,000	1,499,550	1,499,706	日本政策投資銀行債券ほか
地 方 債	14,950,000	14,897,612	14,916,231	東京都公募公債ほか
事 業 債	48,300,000	48,241,260	48,253,529	東京電力(株)債ほか
合 計	130,150,000	129,858,334	129,923,418	

(単位 千円)

(3) 出 資

区 分	平成15年度末貸借対照表計上額	平成16年度		平成16年度末貸借対照表計上額	増 減
		増加額	減少額		
関 係 社 会 社 の 出 資	9,855,900	0	0	9,855,900	0
そ の 他 の 出 資	1,208,725	0	1,064,625	1,095,971	△
合 計	11,064,625	0	10,951,871	11,275,4	△

(単位 千円)

<出資の明細>

出 資 先	平成15年度末貸借対照表計上額	平成16年度		出 資 式 数	取得価額	貸借対照表計上額
		増加額	減少額			
関係会社出資(23社)	9,855,900	0	0	—	9,855,900	9,855,900
(株)NHKエヌタープライズ21	952,000	0	0	19,040株	952,000	952,000
(株)NHKエデュケーションシャルウェア	67,000	0	0	1,340株	67,000	67,000
(株)NHKソフトウェア	67,000	0	0	1,340株	67,000	67,000
(株)NHK情報ネットワーク	209,500	0	0	4,190株	209,500	209,500
(株)NHKプロモーション	57,000	0	0	114,000株	57,000	57,000
(株)NHKアート	126,700	0	0	253,400株	126,700	126,700
(株)NHKテクノニカルサービス	210,000	0	0	4,200株	210,000	210,000
(株)日本放送出版協会	33,000	0	0	660,000株	33,000	33,000
(株)NHKきんきヌテイヤラ	52,000	0	0	1,040株	52,000	52,000
(株)NHK中部ブレンズ	30,000	0	0	600株	30,000	30,000
(株)NHKちゅうごくソフトウ	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK九州メディア	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
(株)NHK東北ブ	26,000	0	0	520株	26,000	26,000

(単位 千円)

（株）NHK北海道 ビジョン	26,000	0	0	520株	26,000	26,000
（株）NHK総合ビ ジネス	40,000	0	0	80,000株	40,000	40,000
（株）NHKアイ ネット	151,000	0	0	302,000株	151,000	151,000
（株）NHK文化セ ンター	20,000	0	0	40,000株	20,000	20,000
（株）NHKコン ピューター サービス	57,000	0	0	1,140株	57,000	57,000
（株）NHK営業サ ービス	120,000	0	0	2,400株	120,000	120,000
（株）NHKプリン テックス	10,000	0	0	20,000株	10,000	10,000
（株）日本文字放 送	40,000	0	0	800株	40,000	40,000
（株）放送衛星シ ステム	7,499,700	0	0	149,994株	7,499,700	7,499,700
（株）NHK名古屋 ビルシステム ズ	10,000	0	0	200株	10,000	10,000
その他の出資 (6社)	1,208,725	676,525	789,279	—	1,097,971	1,095,971
通信・放送機 構 独立行政法人情 報通信研究機 構	676,525	0	676,525	—	0	0
（株）ビーエス・コ ンテイクセス システムズ	276,300	0	0	5,526株	276,300	276,300
福岡タワー（株） （株）国際電気通 信基礎技術研 究所	160,000	0	0	3,200株	160,000	160,000
（株）新衛星ビジ ネス	93,900	0	0	1,878株	93,900	93,900
（株）NTTビジュ アル通信	2,000	0	0	40株	2,000	2,000
合 計(29社)	11,064,625	676,525	789,279	—	10,953,871	10,951,871

注1 出資は、放送法第9条の2に基づき総務大臣の認可を受けて出資している。

注2 通信・放送機構は、「独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律」(平成14年12月6日法律第134号)の施行に伴い、同法付則第3条に基づき解散し、同法人に対する出資金は、独立行政法人情報通信研究機構に承継された。この出資金は、「通信・放送機構法の一部を改正する法律」(平成11年法律第39号)に基づき、平成11年12月20日をもちいて無利子貸付金に転換している。

注3 NTTビジュアル通信(株)の貸借対照表計上額は1円である。
注4 子会社の再編等により、平成17年4月1日付で以下の社名に変更となった。
（株）NHKエンタープライズ(株)NHKエンタープライズ21と(株)NHKソフトウェア(合併)
（株）NHK共同ビジネス(株)NHK総合ビジネスと共同ビルディング(株)が合併)
（株）NHKオプティクス企画(株)NHKプリンテックスと(株)NHK総合ビジネスの業務を一部移行)
注5 社数は、平成16年度末の社数である。

(4) 長期前払費用 (単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
長期前払費用	64,881	51,448	△ 13,432

長期前払費用の内容は、放送所敷地賃借料未経過分等である。

特 定 資 産

平成16年度末の特定資産は、平成15年度末の64億円に比べ34億円減少し、30億円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
放送債券償還積立資産	6,400,000	3,000,000	△ 3,400,000

放送債券償還積立資産 (単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度		年度末
		増加額	減少額	
放送債券償還積立資産	6,400,000	2,600,000	6,000,000	3,000,000

放送債券償還積立資産は、放送法第42条第4項に基づき放送債券償還のために積み立てたものである。

<放送債券償還積立資産の内訳> (単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表計上額	摘 要
債 券 計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	公営企業債券
債 国	1,500,000	1,500,000	1,500,000	
債 政 府 保 証 債	500,000	500,000	500,000	

事業債	1,000,000	1,000,000	1,000,000	東北電力(株)債ほか
合計	3,000,000	3,000,000	3,000,000	

(参考) 保有する有価証券(有価証券・長期保有有価証券・出資・放送債券償還積立資産)の状況
 <保有する有価証券の銘柄及び資産区分の内訳> (単位 千円)

区分	流動資産	固定資産	特定資産	貸借対照表計上額
債券	29,736,715	129,923,418	3,000,000	162,660,134
国債	11,538,756	24,832,028	1,500,000	37,870,784
金融債	4,100,000	3,800,000	—	7,900,000
政府保証債	1,599,073	36,621,922	500,000	38,720,996
非政府保証債	499,916	1,499,706	—	1,999,622
地方債	2,699,688	14,916,231	—	17,615,920
事業債	5,299,279	48,253,529	1,000,000	54,552,809
一口債	4,000,000	—	—	4,000,000
一口債	—	10,951,871	—	10,951,871
関係会社の出資	—	9,855,900	—	9,855,900
その他の出資	—	1,095,971	—	1,095,971
合計	29,736,715	140,875,289	3,000,000	173,612,005

(1) 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成17年3月31日)

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額	時価	差額	摘要
国債	37,870,784	38,891,492	1,020,707	しんきん中金債券ほか
金融債	7,900,000	7,960,370	60,370	公営企業債券ほか
政府保証債	38,720,996	39,550,970	829,973	日本政府投資銀行債券ほか
非政府保証債	1,999,622	2,051,350	51,727	東京電力(株)債ほか
地方債	17,615,920	18,220,265	604,344	東京電力(株)債ほか
事業債	54,552,809	57,020,330	2,467,520	三井物産ゾリア投資会社ほか
一口債	4,000,000	4,000,000	0	
合計	162,660,134	167,694,777	5,034,642	

(2) 時価のない有価証券の内訳(平成17年3月31日)

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額
関係会社の出資	9,855,900
その他の出資	1,095,971
合計	10,951,871

(3) 満期保有目的の債券の今後の償還予定額(平成17年3月31日)

(単位 千円)

区分	貸借対照表計上額	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
国債	37,870,784	11,538,756	17,884,255	8,447,772	—
金融債	7,900,000	4,100,000	3,800,000	—	—
政府保証債	38,720,996	1,599,073	21,980,649	15,141,273	—
非政府保証債	1,999,622	499,916	1,499,706	—	—
地方債	17,615,920	2,699,688	13,916,626	999,605	—
事業債	54,552,809	5,299,279	40,090,921	5,369,538	3,793,070
一口債	4,000,000	4,000,000	—	—	—
合計	162,660,134	29,736,715	99,172,158	29,958,189	3,793,070

負債の部

平成16年度末の負債総額は、平成15年度末の2,724億2,271万4千円に比べ36億3,128万6千円減少し、2,687億9,592万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成15年度末		平成16年度末		増減
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	
流動負債	208,134,982	76.4	200,679,179	74.7	△7,455,803
固定負債	64,292,231	23.6	68,116,748	25.3	3,824,516
合計	272,427,214	100.0	268,795,927	100.0	△3,631,286

流 動 負 債

平成16年度末の流動負債は、平成15年度末の2,081億3,498万2千円に比べ74億5,580万3千円減少し、2,006億7,917万9千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
短 期 借 入 金	1,196,000	1,522,000	326,000
一年以内に返済する長期借入金	4,518,000	1,119,000	△ 3,399,000
一年以上以内に償還する放送債券	6,000,000	0	△ 6,000,000
未 払 金	79,137,045	83,347,141	4,210,096
受 信 料 前 受 金	115,503,597	113,077,788	△ 2,425,809
そ の 他 の 流 動 負 債	1,780,339	1,613,249	△ 167,090
合 計	208,134,982	200,679,179	△ 7,455,803

(1) 短期借入金

(単位 千円)

借 入 先	平成15年度末	平 成 16 年 度		年 度 末
		増 加 額	減 少 額	
(株)みずほコーポレート銀行	574,000	730,000	574,000	730,000
(株)三井住友銀行	263,000	335,000	263,000	335,000
(株)東京三菱銀行	125,000	160,000	125,000	160,000
(株)UFJ銀行	90,000	114,000	90,000	114,000
農 林 中 央 金 庫	42,000	53,000	42,000	53,000
信 金 中 央 金 庫	42,000	53,000	42,000	53,000
日 本 生 命 保 険 (株)	30,000	38,500	30,000	38,500
第 一 生 命 保 険 (株)	30,000	38,500	30,000	38,500
合 計	1,196,000	1,522,000	1,196,000	1,522,000

(2) 未 払 金

(単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
契 約 収 納 事 務 費	5,814,322	5,360,451	△ 453,870
放 送 債 券 利 息	160,400	116,588	△ 43,812
納 付 消 費 税	2,732,067	1,662,296	△ 1,069,771
そ の 他 の 未 払 金	70,430,254	76,207,805	5,777,550
合 計	79,137,045	83,347,141	4,210,096

その他の未払金の内容は、設備整備に要する経費の未払分等である。

(3) 受 信 料 前 受 金

(単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
受 信 料 前 受 金	115,503,597	113,077,788	△ 2,425,809

受信料前受金は、翌年度分受信料の収納額である。

(4) そ の 他 の 流 動 負 債

(単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
前 受 収 益	34,911	21,497	△ 13,413
預 り 金	32,865	1,591,751	1,558,886
仮 受 金	1,712,562	0	△ 1,712,562
合 計	1,780,339	1,613,249	△ 167,090

前受収益の内容は、施設利用料等である。

また、平成15年度末において「仮受金」に含めて表示していた「源泉徴収所得税等」については、平成16年度末より「預り金」に含めて表示している。この結果、従来の方法による場合と比較して「預り金」は1,563,438千円増加している。

固定負債 平成16年度末の固定負債は、平成15年度末の642億9,223万1千円に比べ38億2,451万6千円増加し、681億1,674万8千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	平成15年度末	平成16年度末	増減	
			増	減
放送債	26,000,000	26,000,000	0	0
長期借入金	16,787,000	19,686,000	2,899,000	0
退職給付引当金	18,128,231	20,225,748	2,097,516	0
その他の固定負債	3,377,000	2,205,000	△ 1,172,000	0
合計	64,292,231	68,116,748	3,824,516	0

(1) 放送債券

(単位 千円)

銘柄 (発行面額、利率)	発行年月日 (償還期限)	発行総額	償還額		未償還高	流動負債 (1年以内)
			平成16年度	累計額		
第103回放送債券 (99,80円、4.60%)	平成 7. 2. 3 (17. 2. 3)	6,000,000	6,000,000	6,000,000	0	0
第104回放送債券 (100.00円、1.80%)	12. 2. 17 (22. 2. 17)	6,000,000	0	0	6,000,000	0
第105回放送債券 (100.00円、1.90%)	12. 10. 25 (22. 10. 25)	10,000,000	0	0	10,000,000	0
第106回放送債券 (100.00円、1.51%)	14. 2. 6 (24. 2. 6)	10,000,000	0	0	10,000,000	0
合計	—	32,000,000	6,000,000	6,000,000	26,000,000	0

注 放送債券は、政府保証債ではない。

(2) 長期借入金

(単位 千円)

借入先	平成15年度末	平成16年度増減内訳		平成16年度末	流動負債 (1年以内)
		増加額	減少額		
㈱みずほコーポレート銀行	10,227,000	3,734,000	3,973,000	9,450,000	538,000
㈱三井住友銀行	4,687,000	1,711,000	1,821,000	4,331,000	246,000
㈱東京三菱銀行	2,237,000	816,500	869,000	2,067,500	117,000
㈱UFJ銀行	1,598,000	583,500	621,000	1,476,500	84,000
農林中央金庫	746,000	272,500	290,000	689,500	39,000
信金中央金庫	746,000	272,500	290,000	689,500	39,000
日本生命保険㈱	532,000	194,000	207,000	491,000	28,000
第一生命保険㈱	532,000	194,000	207,000	491,000	28,000
合計	21,305,000	7,778,000	8,278,000	19,686,000	1,119,000

(3) 退職給付引当金

(単位 千円)

区分	平成15年度末	平成16年度		平成16年度末
		増加額	減少額	
退職給付引当金	18,128,231	39,065,619	36,968,102	20,225,748

退職給付制度として、職員を対象とした退職一時金制度及び劣使拠出型の退職年金制度を設けており、退職年金制度に基づき資産は、平成16年度末において263,613,218千円である。

(4) その他の固定負債

(単位 千円)

区分	平成15年度末	平成16年度末	増減
その他の固定負債	3,377,000	2,205,000	△ 1,172,000

その他の固定負債の内容は、放送衛星BSAT-1a・1b取得経費の未払分である。

資本の部
 平成16年度末の資本総額は、平成15年度末の4,500億8,462万6千円に比へ75億1,652万8千円増
 加し、4,576億115万5千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
資 本	402,351,955	413,872,955	11,521,000
積 立 金	36,211,035	36,211,671	636
当 期 事 業 収 支 差 金	11,521,636	7,516,528	△ 4,005,107
合 計	450,084,626	457,601,155	7,516,528

(1) 資 本
 (単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
承 継 資 本	163,375	163,375	0
固 定 資 産 充 当 資 本	402,188,579	413,709,579	11,521,000
合 計	402,351,955	413,872,955	11,521,000

承継資本は、旧社団法人日本放送協会から承継した純資産である。
 固定資産充当資本は、過年度の当期事業収支差金及び積立金のうち資本支出充当として固定
 資産化し資本に組み入れた累計額410,621,002千円と、昭和25年度及び昭和29年度に実施した
 固定資産の再評価による評価益3,088,577千円である。

なお、平成16年度末における固定資産充当資本の増減内訳は、次のとおりである。

【固定資産充当資本の増減内訳】

1) 平成15年度末固定資産充当資本 402,188,579千円
 2) 平成15年度当期事業収支差金のうち資本支出に充当し固定資産化 7,761,000千円
 3) 平成16年度に前期繰越金を資本支出に充当し固定資産化 3,760,000千円
 [増減額計(2+3)] 11,521,000千円

平成16年度末固定資産充当資本(1+2+3) 413,709,579千円

(2) 積 立 金
 (単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
繰 越 剰 余 金	36,211,035	36,211,671	636

なお、平成16年度末における繰越剰余金の増減内訳は、次のとおりである。

【繰越剰余金の増減内訳】

1) 平成15年度末繰越剰余金 36,211,035千円
 2) 平成15年度当期事業収支差金の繰入れ(ア+イ) 3,760,636千円
 [ア. 平成15年度当期事業収支差金 11,521,636千円
 イ. うち固定資産充当資本組入れ 7,761,000千円]
 3) 平成16年度の繰越剰余金使用額 △ 3,760,000千円
 [増減額計(2+3)] 636千円]

平成16年度末繰越剰余金(1+2+3) 36,211,671千円

(3) 当 期 事 業 収 支 差 金
 (単位 千円)

区 分	平成15年度末	平成16年度末	増 減
当 期 事 業 収 支 差 金	11,521,636	7,516,528	△ 4,005,107

なお、平成16年度末における当期事業収支差金の内容は、次のとおりである。

【平成16年度末当期事業収支差金】

当期事業収支差金(1+2) 7,516,528千円

1) 資本支出への充当(ア+イ) 7,118,000千円
 [ア. 放送債券償還積立資産繰入れ 2,600,000千円
 イ. 長期借入金返還金 4,518,000千円]
 2) 翌年度以降の財政安定のための繰越し 398,528千円
 (参考) 翌年度以降の財政安定のための繰越金
 1) 平成16年度末繰越剰余金 36,211,671千円
 2) 翌年度以降の財政安定のための繰越し 398,528千円

翌年度以降の財政安定のための繰越金(1+2) 36,610,200千円

(比較貸借対照表)
(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減		
		現金及び預金	561	144	△	416	
未	収	10,858	4,599	△	6,259		
流動資産合計		11,419	4,743	△	6,676		
資産合計		11,419	4,743	△	6,676		
負債・資本	未	払	金	10,815	4,653	△	6,161
	前	受	金	604	89	△	514
	流動負債合計		11,419	4,743	△	6,676	
	負債合計		11,419	4,743	△	6,676	
負債資本合計		11,419	4,743	△	6,676		

資産の部

平成16年度末の資産総額は、平成15年度末の1,141万9千円に比べ667万6千円減少し、474万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

流動資産

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
		現金及び預金	561	144	△
未	収	10,858	4,599	△	6,259
合計		11,419	4,743	△	6,676

(1) 現金及び預金

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
		普通預金	561	144	△

(2) 未収金

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
		未	収	10,858	4,599

未収収益の内容は、施設賃貸料である。

負債の部

平成16年度末の負債総額は、平成15年度末の1,141万9千円に比べ667万6千円減少し、474万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

流動負債

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
		未	払	10,815	4,653
前	受	604	89	△	514
合計		11,419	4,743	△	6,676

(1) 未払金

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
		納付消費税	9,729	4,653	△
その他の未払金		1,085	0	△	1,085
合計		10,815	4,653	△	6,161

(2) 前受金

(単位 千円)

区	分	平成15年度末	平成16年度末	増	減
		前	受	604	89

前受金の内容は、スタジオ設備賃貸料である。

2.3 損益計算書
(比較損益計算書)
(一般勘定)

(単位 千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	増 減
	経常事業収入	(100, 0) 680, 257, 049	
受 信 料	671, 112, 144	673, 665, 115	2, 552, 971
交 付 金 収 入	2, 233, 665	2, 394, 307	160, 641
副 次 収 入	6, 911, 239	9, 434, 133	2, 522, 893
経常事業支出	(96, 9) 659, 280, 631	(97, 4) 667, 623, 781	8, 343, 150
国 内 放 送 費	271, 888, 720	265, 123, 101	△ 6, 765, 619
国 際 放 送 費	6, 862, 095	6, 819, 461	△ 42, 634
契 約 収 納 費	62, 554, 094	61, 348, 740	△ 1, 205, 354
受 信 対 策 費	2, 078, 850	1, 950, 551	△ 128, 299
広 報 費	3, 087, 258	3, 081, 304	△ 5, 953
調 査 研 究 費	8, 514, 330	8, 713, 223	△ 198, 893
給 与 費	141, 277, 491	141, 099, 585	△ 177, 906
退 職 手 当 ・ 厚 生 費	64, 519, 047	63, 854, 441	△ 664, 606
共 通 管 理 費	13, 942, 540	12, 904, 400	△ 1, 038, 139
減 価 償 却 費	61, 261, 200	70, 075, 971	8, 814, 770
未 収 受 信 料 欠 損 償 却 費	23, 295, 000	32, 653, 000	9, 358, 000
経常事業収支差金	(3, 1) 20, 976, 417	(2, 6) 17, 869, 774	△ 3, 106, 643
経常事業外収入	(0, 5) 3, 447, 501	(0, 5) 3, 464, 689	17, 188
財 務 収 入	3, 057, 106	2, 997, 125	△ 59, 980
雑 収 入	390, 395	467, 563	77, 168

業 外 収 支	経常事業外支出		増 減
	財 務 費	経常事業外収支差金	
経常事業外支出	(2, 4) 16, 400, 761	(2, 4) 16, 847, 170	446, 409
財 務 費	16, 400, 761	16, 847, 170	446, 409
経常事業外収支差金	(△1, 9) 12, 953, 259	(△1, 9) 13, 382, 481	△ 429, 221
経常収支差金	(1, 2) 8, 023, 157	(0, 7) 4, 487, 293	△ 3, 535, 864
資本支出充当	7, 761, 000	4, 487, 293	△ 3, 273, 706
当期剰余金	262, 157	0	△ 262, 157
特別収入	(1, 3) 8, 959, 658	(1, 5) 10, 439, 985	1, 480, 327
特別支出	3, 050, 230	6, 279, 650	3, 229, 420
固定資産売却益	17, 529	14, 367	△ 3, 161
固定資産受贈益	0	3, 082	3, 082
過年度損益修正益	5, 891, 898	4, 142, 885	△ 1, 749, 013
その他の特別収入	(0, 8) 5, 461, 179	(1, 1) 7, 410, 750	1, 949, 570
特別支出	129, 249	30, 681	△ 98, 568
固定資産売却損	3, 015, 938	2, 083, 246	△ 932, 691
固定資産除却損	849, 403	1, 346, 172	496, 769
過年度損益修正損	1, 466, 587	3, 950, 649	2, 484, 061
その他の特別支出	(1, 7) 11, 521, 636	(1, 1) 7, 516, 528	△ 4, 005, 107
当期事業収支差金	7, 761, 000	7, 118, 000	△ 643, 000
資本支出充当	3, 760, 636	398, 528	△ 3, 362, 107

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支
平成16年度の経常事業収入6,854億9,355万6千円に対し、経常事業支出は6,676億2,378万1千円であり、差し引き経常事業収支差金は178億6,977万4千円である。
なお、平成15年度の経常事業収入6,802億5,704万9千円、経常事業支出6,592億8,063万1千円と比べ、経常事業収入は52億3,650万6千円、経常事業支出は83億4,315万円の増加である。

経常事業収入

経常事業収入の増加は、衛星契約件数の増加に伴う受信料収入の増加及び副次収入の増加等によるものであり、その内容は次表のとおりである。

ただし、受信料については、未受信料欠損償却費を差し引くと、前年度に比べ減収である。

(単位 千円)

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
受信料	収入	671,112,144	673,665,115	2,552,971	
交付金	収入	2,233,665	2,394,307	160,641	
副次収入	収入	6,911,239	9,434,133	2,522,893	
合	計	680,257,049	685,493,556	5,236,506	

(1) 受信料

(単位 千円)

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
基本受信料	衛星付加受信料	549,212,906	547,983,924	△	1,228,981
		121,899,237	125,681,191		3,781,953
合	計	671,112,144	673,665,115		2,552,971

なお、有料受信契約件数の増減状況は、次表のとおりである。

(単位 千件)

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
カラー契約	年度初頭加末	24,823	24,582	△	602
	年度初頭加末	241	△		23,980
普通契約	年度初頭加末	404	32	△	372
	年度初頭加末	372	△		23
衛星カラー契約	年度初頭加末	11,479	429		346
	年度初頭加末	11,908	11,908		
合	計	24,582	23,980		602

衛星普通契約	年度初頭加末	平成15年度	平成16年度	増	減
		△	31	△	28
		28	3		2
特別契約	年度初頭加末	△	10	△	26
		1	1		9
		9	9		0
契約総数	年度初頭加末	36,747	36,899	△	160,641
		152	36,899		281
合	計	36,899	36,618		281

(2) 交付金収入

(単位 千円)

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
国際放送関係交付金		1,973,500	2,273,500	300,000	
選挙放送関係交付金		260,165	120,807	△	139,358
合	計	2,233,665	2,394,307		160,641

国際放送関係交付金は、国際放送実施経費のうち、放送法第33条に基づき実施した国際放送に要する費用を、同法第35条に基づき、総務省所管一般会計から受け入れたものである。

また、選挙放送関係交付金は、公職選挙法第150条及び第151条に基づき実施した政見放送及び経歴放送に要する費用を、同法第263条及び第264条に基づき、総務省所管一般会計等から受け入れたものである。

(3) 副次収入

(単位 千円)

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
一般業務収入		6,110,516	8,570,109	2,459,593	
受託業務等収入		800,723	864,023	63,299	
合	計	6,911,239	9,434,133	2,522,893	

受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入であり、「受託業務等勘定」において間接経費として発生した人件費、減価償却費等相当額と当期事業収支差金を「一般勘定」に受け入れたものである。

経常事業支出
 経常事業支出は、業務全般にわたる改革に取り組み、一層効率的な業務運営を徹底しつつ、各部門の業務活動を積極的に実施した結果は次表のとおりである。

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
国内	放送	271,888,720	265,123,101	△	6,765,619
国際	放送	6,862,095	6,819,461	△	42,634
契約	受納	62,554,094	61,348,740	△	1,205,354
受信	対策	2,078,850	1,950,551	△	128,299
広	報	3,087,258	3,081,304	△	5,953
調	査	8,514,330	8,713,223	△	198,893
給	与	141,277,491	141,099,585	△	177,906
退	職	64,519,047	63,854,441	△	664,606
共	通	13,942,540	12,904,400	△	1,038,139
減	価	61,261,200	70,075,971	△	8,814,770
未	収	23,295,000	32,653,000	△	9,358,000
合	計	659,280,631	667,623,781	△	8,343,150

(1) 国内放送費

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
番組	組	209,952,291	205,104,820	△	4,847,471
技	術	61,936,429	60,018,280	△	1,918,148
合	計	271,888,720	265,123,101	△	6,765,619

番組費は、国内放送番組の制作に要する経費、報道取材に要する経費及び番組の制作に伴い共通して要する経費であり、技術運用費は、放送所施設等の維持運用に要する経費及び放送番組の送信に要する経費である。

(単位 千円)

(単位 千円)

(2) 国際放送費

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
ラジオ	国際	4,423,620	4,391,747	△	31,872
テレビ	ジョン	2,438,475	2,427,713	△	10,761
合	計	6,862,095	6,819,461	△	42,634

ラジオ国際放送費及びテレビジョン国際放送費は、国際放送番組の制作及び送信に要する経費である。

(3) 契約受納費

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
契約	受納	40,871,990	38,074,688	△	2,797,302
契約	受納	21,682,104	23,274,052	△	1,591,947
合	計	62,554,094	61,348,740	△	1,205,354

契約受納業務費は、地域スタッフ等への報酬、金融機関への口座振替手数料等の受信契約及び受信料収納に要する経費であり、契約受納推進費は、受信契約・受信料収納の推進対策及び情報処理等に要する経費である。

(4) 受信対策費

区	分	平成15年度	平成16年度	増	減
受信	改	224,866	221,610	△	3,256
受信	策	1,853,983	1,728,941	△	125,042
合	計	2,078,850	1,950,551	△	128,299

受信改善費は、受信障害対策に要する経費であり、受信対策推進費は、受信相談、受信技術指導及び受信対策に共通して要する経費である。

(単位 千円)

(単位 千円)

(単位 千円)

(5) 広報費

(単位 千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	増 減
視聴者意向収集費	1,521,691	1,574,166	52,474
広報推進費	1,565,566	1,507,138	△ 58,427
合 計	3,087,258	3,081,304	△ 5,953

視聴者意向収集費は、視聴者の意向の受けとめに要する経費であり、広報推進費は、事業活動の周知に要する経費である。

(6) 調査研究費

(単位 千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	増 減
番組調査研究費	1,528,939	1,448,991	△ 79,947
技術調査研究費	6,985,390	7,264,231	278,841
合 計	8,514,330	8,713,223	198,893

番組調査研究費及び技術調査研究費は、放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究に要する経費である。

(7) 給与

(単位 千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	増 減
職員給与	140,779,217	140,630,950	△ 148,266
役員報酬	498,274	468,634	△ 29,639
合 計	141,277,491	141,099,585	△ 177,906

職員給与は、職員に支給する基本給、基準外賃金及び賞与等の諸手当等であり、役員報酬は、経営委員及び役員報酬である。

(8) 退職手当・厚生費

(単位 千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	増 減
退職手当	38,937,737	38,614,311	△ 323,426
厚生保健費	25,581,310	25,240,129	△ 341,180
合 計	64,519,047	63,854,441	△ 664,606

退職手当は、職員の退職給付費用等であり、厚生保健費は、社会保険料の事業主負担及び職員の福利・厚生に要する経費である。

平成16年度の退職手当のうち退職給付費用は38,554,077千円である。

(9) 共通管理費

(単位 千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	増 減
施設管理費	6,700,915	6,634,765	△ 66,149
職員管理費その他	7,241,625	6,269,635	△ 971,990
合 計	13,942,540	12,904,400	△ 1,038,139

施設管理費は、局舎・宿舍等施設の維持運用及び公租公課等に要する経費であり、職員管理費その他は、役員交際費、一般事務、企画事務、監査、研修及び転勤に要する経費、その他の事業全般に共通して要する経費である。

平成16年度の職員管理費その他のうち役員交際費は26,302千円である。

(10) 減価償却費

(単位 千円)

区 分	平成 15 年度	平成 16 年度	増 減
減価償却費	61,261,200	70,075,971	8,814,770

＜減価償却費の内訳＞

(単位 千円)

区分	取得価額	平成16年度 償却額	償却累計額	帳簿価額	償却率 %
有形固定資産	1,130,293,853	69,728,043	723,373,677	406,920,175	64.0
建物	282,826,550	9,521,783	97,104,855	185,721,694	34.3
構築物	122,997,555	3,858,060	82,680,092	40,317,463	67.2
機械及び装置	691,269,140	54,096,347	517,393,250	173,875,890	74.8
放送衛星	19,685,227	1,177,934	16,195,051	3,490,175	82.3
車両及び運搬具	8,993,605	823,806	6,636,049	2,357,556	73.8
器具	4,521,773	250,110	3,364,377	1,157,395	74.4
無形固定資産	5,372,472	347,928	4,075,393	1,297,078	75.9
施設利用権	5,372,472	347,928	4,075,393	1,297,078	75.9
合計	1,135,666,325	70,075,971	727,449,071	408,217,254	64.1

経常事業外収支

平成16年度の経常事業外収入34億6,468万9千円に対し、経常事業外支出は168億4,717万円であり、差し引き経常事業外収支差金は△133億8,248万1千円である。
なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外収入

(単位 千円)

区分	平成15年度	平成16年度	増減
財務収入	3,057,106	2,997,125	△59,980
雑収入	390,395	467,563	77,168
合計	3,447,501	3,464,689	17,188

(1) 財務収入

(単位 千円)

区分	平成15年度	平成16年度	増減
受取利息	3,022,746	2,919,715	△103,030
受取配当金	34,360	77,410	43,050
合計	3,057,106	2,997,125	△59,980

受取利息は、預金利息、有価証券利息及びその他の金融収入であり、受取配当金は出資先からの配当収入である。

経常事業外支出

(単位 千円)

区分	平成15年度	平成16年度	増減
財務費用	16,400,761	16,847,170	446,409
支払利息	812,959	747,729	△65,230
放送債券発行償還経費	3,360	12,159	8,799
建設仕入消費税	4,486,328	3,886,536	△599,792
納付消費税	11,098,111	12,200,745	1,102,633

支払利息は、放送債券利息、借入金利息及びその他の金融費用であり、放送債券発行償還経費は放送債券の発行及び償還時に要する費用である。

また、建設仕入消費税は、固定資産の取得及び改良に要する経費に課せられた消費税額であり、納付消費税は、一般勘定における消費税納税額である。

特別収支

平成16年度の特別収入は固定資産売却益等による104億3,998万5千円であり、特別支出は固定資産売却損等による74億1,075万円である。
なお、その内容は次表のとおりである。

特別収入

区 分	平成15年度		平成16年度		増 減
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	
固定資産売却益	3,050,230	6,279,650			3,229,420
固定資産受贈益	17,529	14,367			△ 3,161
過年度損益修正益	0	3,082			3,082
その他の特別収入	5,891,898	4,142,885			△ 1,749,013
合 計	8,959,658	10,439,985			1,480,327

(単位 千円)

過年度損益修正益は、固定資産の造成による評価益である。

また、その他の特別収入は、電波法第71条の2及び第71条の3に基づくアナログ周波数変更対策給付金等として、指定周波数変更対策機関(社団法人電波産業会)から受け入れた3,950,649千円及び芸能番組制作費を不正に支出した元職員等に対する返還請求分192,235千円である。

特別支出

区 分	平成15年度		平成16年度		増 減
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	
固定資産売却損	129,249	30,681			△ 98,568
固定資産除却損	3,015,938	2,083,246			△ 932,691
過年度損益修正損	849,403	1,346,172			496,769
その他の特別支出	1,466,587	3,950,649			2,484,061
合 計	5,461,179	7,410,750			1,949,570

(単位 千円)

過年度損益修正損は、受信料欠損額確定に伴う修正損である。

また、その他の特別支出は、アナログ周波数変更対策実施経費である。

当期事業収支差金

平成16年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金178億6,977万4千円に経常事業外収支差金△133億8,248万1千円を加えた経常収支差金44億8,729万3千円に、特別収入104億3,998万5千円を加え、特別支出74億1,075万円を差し引いた75億1,652万8千円であり、その内容は次表のとおりである。

区 分	平成15年度		平成16年度		増 減
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	
当期事業収支差金	11,521,636	7,516,528			△ 4,005,107
資本支出充当	7,761,000	7,118,000			△ 643,000
事業収支剰余金	3,760,636	398,528			△ 3,362,107

(単位 千円)

事業収支剰余金は、翌年度以降の財政安定のための財源として繰り越すものである。

(比較損益計算書)

(受託業務等勘定)

(単位 千円)

区 分	平成15年度		平成16年度		増 減
	平成15年度	平成16年度	平成15年度	平成16年度	
経常事業収入	100,000	100,000			
	(855,775)	920,844			65,068
受託業務等収入	855,775	920,844			65,068
経常事業支出	(80,115)	(80,208)			
	685,315	738,208			52,892
受託業務等費用	685,315	738,208			52,892
経常事業収支差金	(19,919)	(19,815)			
	170,460	182,636			12,176
経外事業外支出	(4,518)	(4,115)			
	38,918	38,154			763
経外事業外費用	38,918	38,154			763
営業収支	(△4,518)	(△4,115)			
	38,918	38,154			763
当期事業収支差金	(15,415)	(15,715)			
当期繰入前剰余金	131,541	144,482			12,940
一般勘定への繰入れ	131,541	144,482			12,940

(注) ()内は、経常事業収入を100とした比率(%)である。

経常事業収支

平成16年度の経常事業収入9億2,084万4千円に対し、経常事業支出は7億3,820万8千円であり、差し引き経常事業収支差金は1億8,263万6千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	増 減
受託業務等収入	855,775	920,844	65,068
1号業務収入	855,775	887,431	31,655
2号業務収入	0	33,413	33,413

受託業務等収入は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務による収入である。

1号業務収入は、協会の保有する施設又は設備を一般の利用に供し、又は賃貸することによる収入であり、2号業務収入は、委託により放送番組等を制作することによる収入である。

経常事業支出

(単位 千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	増 減
受託業務等費用	685,315	738,208	52,892
1号業務費用	685,315	710,248	24,932
2号業務費用	0	27,959	27,959

受託業務等費用は、放送法第9条第3項に基づき実施した業務に要する経費である。

1号業務費用は、一般の利用に供し、又は賃貸した協会の保有する施設又は設備の減価償却費等であり、2号業務費用は、委託により放送番組等の制作に要した人件費等である。

経常事業外収支

平成16年度の経常事業外支出は3,815万4千円であり、これにより経常事業外収支差金は△3,815万4千円である。

なお、その内容は次表のとおりである。

経常事業外支出

(単位 千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	増 減
財務費用	38,918	38,154	△
納付消費税	38,918	38,154	△

納付消費税は、受託業務等勘定における消費税納税額である。

当期事業収支差金

平成16年度の当期事業収支差金は、経常事業収支差金1億8,263万6千円に経常事業外収支差金△3,815万4千円を加えた1億4,448万2千円であり、その内容は次表のとおりである。

なお、当期事業収支差金は、一般勘定の副次収入へ繰り入れた。

(単位 千円)

区 分	平成15年度	平成16年度	増 減
当期事業収支差金	131,541	144,482	12,940
一般勘定への繰入れ	131,541	144,482	12,940

2.4 子会社及び関連会社に対する債権及び債務

債 権

(1) 短期債権(未収金)

(単位 千円)

会 社 名	平成15年度末	平成16年度末	増 減
㈱NHKエデュケーショナル	462,910	497,828	34,917
㈱NHKエンタープライズ21	334,104	494,781	160,676
㈱NHK情報ネットワーク	354,512	384,048	29,535
㈱NHKプロモーション	278,879	237,999	40,879
㈱NHKソフトウェア	253,896	210,814	43,082
㈱放送衛星システム	131,020	124,514	6,505
その他	86,070	160,082	74,011
合 計	1,901,395	2,110,069	208,673

(2) 短期債権(前払費用)

(単位 千円)

会 社 名	平成15年度末	平成16年度末	増 減
㈱NHKエンタープライズ21	5,283	132,875	127,592
㈱総合ビジョン	174,726	119,311	△
その他	1,776	1,833	56
合 計	181,786	254,020	72,234

債務
(1) 短期債務(未払金)

会社名	(単位 千円)		増	減
	平成15年度末	平成16年度末		
(株)NHKエンタープライズ21	3,075,191	3,297,288	222,096	
(株)NHKアーツ	1,526,760	3,139,665	1,612,904	
(株)NHK情報ネットワーク	1,338,519	1,743,508	404,988	
(株)NHKアーツ	1,807,009	1,413,947	393,061	
(株)放送衛星システム	1,401,398	1,395,340	6,058	
(株)NHKエデュケーショナル	419,840	963,024	543,183	
(株)NHKテクニカルサービス	936,547	924,272	12,274	
NHK営業サービス(株)	683,828	609,783	74,044	

(単位 千円)

(株)NHKコンピュータサービス	282,554	544,038	261,483
(株)NHK総合ビジネス	397,636	344,262	53,373
(株)NHKきんきメディアプラ	122,712	234,921	112,208
その他の	776,473	821,731	45,257
合計	12,768,473	15,431,784	2,663,310

(2) 長期債務(その他の固定負債)

会社名	(単位 千円)		増	減
	平成15年度末	平成16年度末		
(株)放送衛星システム	3,377,000	2,205,000	1,172,000	

2.5 関連公益法人等の基本財産に対する出えん金及び寄付金
該当なし

3 主たる設備の状況

3.1 主たる保有設備の状況
平成16年度末における主たる保有設備の状況は次表のとおりである。

区分	土地		建物		物		機械及び装置	放送衛星	その他の固定資産	帳簿価額合計
	面積	積金額	面積	積金額	金額	金額				
放送会館	377,435	20,435,080	641,080	119,808,682	132,002,723	—	—	9,378,619	281,625,105	
(うち、放送センター)	(82,650)	(5,079,536)	(217,864)	(35,241,368)	(59,002,762)	—	—	(2,729,667)	(102,053,335)	
テレビジョン放送所	500,606	572,713	44,483	5,653,997	21,350,830	—	—	16,839,092	44,416,634	
ラジオ放送所	2,186,775	8,697,598	33,867	6,908,526	6,619,808	—	—	3,098,655	25,324,589	
テレビジョン共同受信施設	—	—	—	—	—	—	—	10,994,572	10,994,572	
放送衛星	—	—	—	—	—	—	—	3,490,175	3,490,175	
その他の施設	2,151,184	4,661,558	220,619	53,350,488	13,902,527	—	—	3,521,474	75,436,048	
合計	5,216,002	34,366,949	940,052	185,721,694	173,875,890	3,490,175	—	43,832,415	441,287,125	

注1 その他の施設は放送技術研究所、放送文化研究所等である。

注2 その他の固定資産は構築物、車両及び運搬具、器具である。

注3 放送会館、放送所、放送衛星及びその他の施設のうち他の団体等との共有資産は協会持分を示す。

3.2 リース取引の状況

平成16年度末におけるリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の状況は次のとおりである。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

(単位 千円)

区 分	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額
機 械 及 び 装 置	22,213,245	11,737,893	10,475,352
そ の 他 有 形 固 定 資 産	2,775,273	1,939,282	835,990
合 計	24,988,519	13,677,176	11,311,343

なお、未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(2) 未經過リース料期末残高相当額

- 1) 1年以内 4,601,196千円
- 2) 1年超 6,710,146千円

合 計(1+2) 11,311,343千円

なお、未經過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算出している。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

- 支払リース料 4,870,369千円
- 減価償却費相当額 4,870,369千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法による。

4 収入支出の決算の状況

4.1 収入支出の決算

平成16年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

4.2 予算総則の適用

(一 般 勘 定)

- (1) 予算総則第4条第1項に基づく予算の流用12,610,000千円
- ア. 事業収支において、他の項から流用し予算を増額する項及び金額
 [退職手当・厚生費 6,400,000千円、減価償却費 4,200,000千円、財務費 660,000千円、特別支出 1,350,000千円]

イ. 事業収支において、他の項へ流用し予算を減額する項及び金額 [国内放送費△9,600,000千円、国際放送費△300,000千円、契約収納費△2,050,000千円、広報費△160,000千円、共通管理費△500,000千円]	△ 12,610,000千円
(2) 予算総則第5条第1項に基づく平成17年度への建設費予算の繰越し……………	2,198,000千円
ア. 新放送会館の整備費	843,000千円
イ. 地上デジタル放送設備の整備費	799,000千円
ウ. テレビ中継放送所の整備費等	556,000千円
(3) 予算総則第5条第2項に基づく平成15年度からの建設費予算の繰越し……………	4,117,000千円
ア. 新放送会館の整備費	2,519,800千円
イ. 直蒲久喜ラジオ放送機の整備費	321,900千円
ウ. 拠点局ニューエ送出設備の整備費等	1,275,300千円
(4) 予算総則第6条に基づく予備費の使用……………	1,916,540千円
ア. 新潟県中越地震取付実施経費(国内放送費)	586,359千円
イ. イラク日本人質事件取付実施経費(国内放送費)	273,634千円
ウ. インド洋大津波取付実施経費(国内放送費)	199,109千円
エ. 福岡県西方沖地震取付実施経費(国内放送費)	21,970千円
オ. 台風など災害関連の取付及び被災施設の復旧経費(国内放送費・共通管理費)	835,468千円
(5) 予算総則第9条に基づく前期繰越金の使用……………	3,760,000千円
長期借入金繰上げ返還	3,760,000千円
(6) 予算総則第12条に基づくアナログ周波数変更対策給付金の増収額の振当て……………	150,650千円
ア. 受入れの項及び金額(特別収入)	150,650千円
イ. 振当ての項及び金額(特別支出)	150,650千円
(7) 予算総則第13条に基づく国の研究開発プロジェクトの受託研究実施による技術協力収入の受入れ及び研究実施経費への振当て……………	41,817千円
ア. 受入れの項及び金額(副次収入)	41,817千円
イ. 振当ての項及び金額	41,817千円
[調査研究費 29,322千円、給与 8,246千円、退職手当・厚生費 3,364千円、財務費 885千円]	
(受入業務等勘定)	
予算総則第7条に基づく増収額の振当て……………	5,000千円
ア. 受入れの項及び金額(受入業務等収入)	5,000千円
イ. 振当ての項及び金額	5,000千円
[受託業務等費 4,762千円、財務費 238千円]	

外(号) 号

号

別表 (一般勘定) (事業収支) 収入支出決算表 平成16年度

款	項	当初額 (1)	予算					増減額計 (2)	合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	予算残額 (3)-(4)
			第4条第1項 予算	第6条予備費 総則	第12条予口策 変更対策	第13条受託研 究	増減額				
事業収入	受入金収入	678,514,354	0	0	150,650	41,817	192,467	678,706,821	666,745,231	11,961,589	
	交付金収入	655,064,392	0	0	0	0	0	655,064,392	641,012,115	14,052,276	
	副次務収入	2,446,234	0	0	0	0	0	2,446,234	2,394,307	51,926	
	雑収入	7,720,000	0	0	0	41,817	41,817	7,761,817	9,434,133	△ 1,672,316	
	特別収入	2,782,728	0	0	0	0	0	2,782,728	2,997,125	△ 214,397	
	国内放送入	500,000	0	0	0	0	0	500,000	467,563	32,436	
	国際放送入	10,001,000	0	0	150,650	0	150,650	10,151,650	10,439,985	△ 288,335	
	送納策費用	671,396,354	0	0	150,650	41,817	192,467	671,588,821	659,228,702	12,360,118	
	放収対報研究	280,557,913	△ 9,600,000	1,908,247	0	0	△ 7,691,753	272,866,160	265,123,101	7,743,058	
	契約受信研究	7,260,578	△ 300,000	0	0	0	△ 300,000	6,960,578	6,819,461	141,116	
	調査研究	63,855,985	△ 2,050,000	0	0	0	△ 2,050,000	61,805,985	61,348,740	457,244	
	退職手当	2,181,383	0	0	0	0	0	2,181,383	1,950,551	230,831	
	厚生管理却	3,571,967	0	0	0	0	0	3,411,967	3,081,304	330,662	
	退職手当	9,169,186	△ 160,000	0	0	0	△ 160,000	9,198,508	8,713,223	485,284	
	退職手当	141,207,161	0	0	0	29,322	29,322	141,215,407	141,099,585	115,821	
	退職手当	57,497,467	6,400,000	0	0	8,246	8,246	63,900,831	63,854,441	46,389	
	退職手当	13,893,630	△ 500,000	8,293	0	3,364	6,403,364	13,401,923	12,904,400	497,522	
	退職手当	65,878,000	4,200,000	0	0	0	4,200,000	70,078,000	70,075,971	2,028	
	退職手当	16,256,084	660,000	0	0	885	660,885	16,916,969	16,847,170	69,798	
	退職手当	6,067,000	1,350,000	0	0	0	1,500,650	7,567,650	7,410,750	156,899	
	退職手当	4,000,000	0	△ 1,916,540	0	0	△ 1,916,540	2,083,460	0	2,083,460	
	退職手当	7,118,000	0	0	0	0	0	7,118,000	7,516,528	△ 398,528	
事業収支差金											
資本支出への充当		7,118,000	0	0	0	0	0	7,118,000	7,118,000	0	
債務償還充当		7,118,000	0	0	0	0	0	7,118,000	7,118,000	0	
翌年度以降の財政安定のための繰越金		0	0	0	0	0	0	0	398,528	△ 398,528	

収入支出決算表における受信料は、未収受信料欠損償却費を控除した金額である。

(資本収支)

款	項	算				合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	繰越額 (5)	予算残額 (3)-(4)-(5)
		当初額 (1)	予算総則に 基づく増減額 繰越 第5条第2項	第9条 前期繰越金	増減額計 (2)				
資本収入	事業収支差金受入れ 前期繰越金受入れ 減価償却資産受入れ 放送債券償還積立資産受入れ 長期借入金	千円 92,918,000 7,118,000 0 65,878,000 2,714,000 6,000,000 11,208,000	千円 4,117,000 0 0 0 0 0 4,117,000	千円 3,760,000 0 3,760,000 0 0 0 0	千円 7,877,000 0 3,760,000 0 0 0 4,117,000	千円 100,795,000 7,118,000 3,760,000 65,878,000 2,714,000 6,000,000 15,325,000	千円 97,179,593 7,118,000 3,760,000 70,075,971 2,447,622 6,000,000 7,778,000	千円 2,198,000 0 0 0 0 0 2,198,000	千円 1,417,406 0 0 4,197,971 266,377 0 5,349,000
資本支出	建設放送債券償還積立資産繰入れ 放送債券償還積立資産繰入れ 長期借入金	千円 92,918,000 79,800,000 2,600,000 6,000,000 4,518,000 0	千円 4,117,000 4,117,000 0 0 0 0	千円 3,760,000 0 0 0 0 0	千円 7,877,000 4,117,000 0 0 0 0	千円 100,795,000 83,917,000 2,600,000 6,000,000 8,278,000 0	千円 97,179,162 80,301,162 2,600,000 6,000,000 8,278,000 431	千円 2,198,000 2,198,000 2,198,000 0 0 0 0	千円 1,417,837 1,417,837 1,417,837 0 0 0 431
資本収支差金									

- 1) 前期繰越金 39,977,194千円
 2) 平成16年度使用額 △ 3,760,000千円(平成17年度返還予定の長期借入金を平成16年度に繰上げ返還)
 3) 平成16年度発生額 398,959千円(事業収支差金7,516,528千円から事業収支差金受入れ7,118,000千円を差し引いた398,528千円と資本収支差金431千円との合計額)

後期繰越金(1+2+3)36,616,154千円(このうち、翌年度以降の財政安定のための繰越金は36,610,200千円)
 (受託業務等勘定)
 (事業収支)

款	項	子		算		合計 (1)+(2) (3)	決算額 (4)	子算残額 (3)-(4)
		当初額 (1)	増減額計 (2)	予算総則に 基づく増収振当	増減額計 (2)			
事業収入	受託業務等収入	千円 897,000	千円 5,000	千円 5,000	千円 5,000	千円 902,000	千円 920,844	千円 18,844
事業支出	受託業務等費用	千円 897,000	千円 5,000	千円 5,000	千円 5,000	千円 902,000	千円 920,844	千円 18,844
事業収支差金	受託業務等財	千円 773,000	千円 4,762	千円 4,762	千円 4,762	千円 738,762	千円 776,362	千円 1,637
		千円 39,000	千円 238	千円 238	千円 238	千円 39,238	千円 38,154	千円 1,083
		千円 124,000	千円 0	千円 0	千円 0	千円 124,000	千円 144,482	千円 20,482

事業収支差金144,482千円は、「一般勘定」へ繰り入れた。

審査報告書 (沖繩及び北方問題に
関する特別委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

平成十八年六月十四日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 高橋 千秋

参議院議長 扇 千景殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

北方領土返還促進に関する請願

第一三五二号

審査報告書 (法務委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

平成十八年六月十五日

法務委員長 弘友 和夫

参議院議長 扇 千景殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

法務局、更生保護官署、入国管理官署、少年
院施設の増員に関する請願

第二〇〇〇号、第二〇〇〇一号、第二〇〇四六

号、第二一三三三号、第二一三三四号、第二一

三五五号、第二二二六六号、第二二二三七号、第

二二三八号、第二二二九九号、第二二一四〇

号、第二二四一号、第二二四二二号、第二二

一四号、第二五四三三号、第三〇五五号、第
三四一八号

裁判所の人的・物的充実に関する請願

第三三四〇号、第三三四二二号、第三三四五

号、第三三四六六号、第三三四七号、第三三

四八号、第三三四九号、第三三五〇号、第

二三五一号、第三三三二二号、第三三三三

号、第三三三二二二号、第三三三三〇号、第二

五八号、第二五八四四号、第三〇五六六号

審査報告書 (経済産業委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

平成十八年六月十五日

経済産業委員長 加納 時男

参議院議長 扇 千景殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

原子力発電等に関する請願

第四五号、第一八五号、第二二四四号、第二

二五号、第七五一号、第一三三四三三

審査報告書 (外交防衛委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

平成十八年六月十五日

外交防衛委員長 舛添 要一

参議院議長 扇 千景殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

ILOパートタイム労働条約(第一百七十五号)
の批准に関する請願

第八六四号、第八六五号、第八六六号、第

八六七号、第八六八号、第八六九号、第八

七〇号、第八七一号、第八七二号、第三三

三六号

女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准
に関する請願

第一七六五号、第一七六六号、第一七九五

号、第二〇五〇号、第三三三七号、第三三

三八号、第三三三九号、第三三二四〇号、第

三二四一号、第三三二四二二号、第三二四三

号、第三二四四四号、第三二四四五号

竹島の領土権の早期確立に関する請願

第二五六七号

ブラジルとの犯罪人引渡し条約に関する請願

第三三三四号

審査報告書 (文科学委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

平成十八年六月十五日

文科学委員長 中島 啓雄

参議院議長 扇 千景殿

一、採択すべきもの

内閣に送付するを要するもの

豊かな私学教育の実現を求める私学助成に
関する請願

第二九八号、第二九九号、第三〇〇号、第

三〇一号、第三〇二二号、第三〇五号、第三

〇六号、第三〇七号、第三〇八号、第三二

六号、第三二七号、第三二八号、第三二九

号、第三三〇号、第三六一号、第三三五

号、第三三八号、第三九一号、第三九二

号、第三九六号、第三九七号、第三九八

号、第三九九号、第四〇五号、第四〇七

号、第四四〇号、第四八八号、第四九〇

号、第五六六号、第五六七号、第六四三

号、第七四九号、第一八〇三三号、第二九

九号

豊かな私学教育実現を求める私学助成に
関する請願

第七五三三号

審査報告書 (厚生労働委員会
請願審査報告第一号)

本委員会に付託された請願につき別紙のとおり
審査決定した。よつて報告する。

平成十八年六月十五日

厚生労働委員長 山下 英利

参議院議長 扇 千景殿

西田 吉宏君	西銘順志郎君
野上浩太郎君	野村 哲郎君
南野知恵子君	橋本 聖子君
林 芳正君	福島啓史郎君
藤井 基之君	藤野 公孝君
保坂 三蔵君	真鍋 賢二君
舛添 要一君	松田 岩夫君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君
吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	足立 信也君
浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君
伊藤 基隆君	家西 悟君
池口 修次君	犬塚 直史君
今泉 昭君	岩本 司君
江田 五月君	小川 勝也君
小川 敏夫君	大石 正光君
大江 康弘君	大久保 勉君
大塚 耕平君	岡崎トミ子君
加藤 敏幸君	神本美恵子君
喜納 昌吉君	北澤 俊美君

工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君
郡司 彰君	小林 正夫君
小林 元君	奥石 東君
佐藤 泰介君	佐藤 道夫君
芝 博一君	櫻井 充君
下田 敦子君	島田智哉子君
榛葉賀津也君	主濱 了君
田名部匡省君	鈴木 寛君
高橋 千秋君	高嶋 良充君
千葉 景子君	谷 博之君
津田弥太郎君	ソレン マルイ君
富岡由紀夫君	辻 泰弘君
内藤 正光君	那谷屋正義君
西岡 武夫君	直嶋 正行君
白 眞勲君	羽田雄一郎君
平田 健二君	林 久美子君
広田 一君	平野 達男君
広野ただし君	広中和歌子君
藤末 健三君	福山 哲郎君
藤原 正司君	藤本 祐司君
前田 武志君	前川 清成君
松岡 徹君	松井 孝治君
円より子君	松下 新平君
峰崎 直樹君	水岡 俊一君
築瀬 進君	森 ゆうこ君
柳田 稔君	柳澤 光美君
	山根 隆治君

山本 孝史君	蓮 舫君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鱈淵 洋子君	荒井 広幸君
田村 秀昭君	長谷川憲正君
木俣 佳文君	鈴木 陽悦君
角田 義一君	

反対者氏名

井上 哲士君	市田 忠義君
緒方 靖夫君	紙 智子君
小池 晃君	小林美恵子君
大門実紀史君	仁比 聡平君
吉川 春子君	大田 昌秀君
田 英夫君	福島みずほ君
淵上 貞雄君	又市 征治君
糸数 慶子君	

一五名

岸 宏一君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イツセイ君
杏掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小齐平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	櫻井 新君
山東 昭子君	清水嘉与子君

日程第二 公職選挙法の一部を改正する法律案
(衆議院提出)
賛成者氏名
阿部 正俊君
青木 幹雄君
浅野 勝人君
有村 治子君
市川 一朗君
岩城 光英君
小野 清子君
大仁田 厚君
太田 豊秋君
岡田 広君
加治屋義人君
狩野 安君
柏村 武昭君
金田 勝年君
河合 常則君
岸 宏一君
北岡 秀二君
杏掛 哲男君
倉田 寛之君
小泉 昭男君
小齐平敏文君
後藤 博子君
佐藤 昭郎君
坂本由紀子君
山東 昭子君

二二五名
愛知 治郎君
秋元 司君
荒井 正吾君
泉 信也君
岩井 國臣君
魚住 汎英君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡田 直樹君
荻原 健司君
加納 時男君
景山俊太郎君
片山虎之助君
川口 順子君
木村 仁君
岸 信夫君
北川イツセイ君
国井 正幸君
小池 正勝君
小泉 顕雄君
小林 温君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
櫻井 新君
清水嘉与子君

椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 真人君
中曾根弘文君	中原 爽君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
福島啓史郎君	藤井 基之君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森元 恒雄君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君

若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
犬塚 直史君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
輿石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
櫻井 充君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	千葉 景子君
ソルシマルティ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	平田 健二君

平野 達男君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤本 祐司君
藤原 正司君	前川 清成君
前田 武志君	松井 孝治君
松岡 徹君	松下 新平君
円より子君	水岡 俊一君
峰崎 直樹君	森 ゆうこ君
築瀬 進君	柳澤 光美君
柳田 稔君	山根 隆治君
山本 孝史君	蓮 舫君
若林 秀樹君	渡辺 秀央君
荒木 清寛君	魚住裕一郎君
浮島とも子君	加藤 修一君
風間 昶君	草川 昭三君
木庭健太郎君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鱈淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君

荒井 広幸君	田村 秀昭君
長谷川憲正君	糸数 慶子君
木俣 佳文君	鈴木 陽悦君
角田 義一君	

反対者氏名
大田 昌秀君 近藤 正道君
福島みずほ君 淵上 貞雄君
又市 征治君

日程第三 海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律案(衆議院提出)
賛成者氏名
阿部 正俊君 愛知 治郎君
青木 幹雄君 秋元 司君
浅野 勝人君 荒井 正吾君
有村 治子君 泉 信也君
市川 一朗君 岩井 國臣君
岩城 光英君 魚住 汎英君
小野 清子君 尾辻 秀久君
大仁田 厚君 大野つや子君
太田 豊秋君 岡田 直樹君
岡田 広君 荻原 健司君
加治屋義人君 加納 時男君
狩野 安君 景山虎太郎君
柏村 武昭君 片山虎之助君
金田 勝年君 川口 順子君
河合 常則君 木村 仁君

岸 宏一君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イツセイ君
杵掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小斉平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	櫻井 新君
山東 昭子君	清水嘉与子君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
竹中 平蔵君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 真人君
中曾根弘文君	中原 爽君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
福島啓史郎君	藤井 基之君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君

松田 岩夫君	松村 祥史君
松村 龍二君	松山 政司君
三浦 一水君	水落 敏栄君
溝手 顕正君	森元 恒雄君
矢野 哲朗君	山内 俊夫君
山崎 力君	山崎 正昭君
山下 英利君	山谷えり子君
山本 一太君	山本 順三君
吉田 博美君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
犬塚 直史君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君
黒岩 宇洋君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
輿石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
櫻井 充君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榛葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君

高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	千葉 景子君
ツルギマサヲ君	津田弥太郎君
辻 泰弘君	富岡由紀夫君
那谷屋正義君	内藤 正光君
直嶋 正行君	西岡 武夫君
羽田雄一郎君	白 眞勲君
林 久美子君	平田 健二君
平野 達男君	広田 一君
広中和歌子君	広野ただし君
福山 哲郎君	藤末 健三君
藤本 祐司君	藤原 正司君
前川 清成君	前田 武志君
松井 孝治君	松岡 徹君
松下 新平君	円 より子君
水岡 俊一君	峰崎 直樹君
森 ゆうこ君	築瀬 進君
柳澤 光美君	柳田 稔君
山根 隆治君	山本 孝史君
蓮 舩君	若林 秀樹君
渡辺 秀央君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君

松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鱈淵 洋子君	井上 哲士君
市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門実紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君
大田 昌秀君	近藤 正道君
福島みずほ君	淵上 貞雄君
又市 征治君	荒井 広幸君
田村 秀昭君	長谷川憲正君
糸数 慶子君	木俣 佳丈君
鈴木 陽悦君	角田 義一君

反対者氏名

○名

日程第四 精神病院の用語の整理等のための関係法律の一部を改正する法律案(厚生労働委員長提出)

日程第五 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第六 がん対策基本法案(衆議院提出)

賛成者氏名

二二九名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君

市川 一朗君	岩井 國臣君	中川 雅治君	中川 義雄君	加藤 敏幸君	神本美恵子君	柳田 稔君	山根 隆治君
岩城 光英君	魚住 汎英君	中島 啓雄君	中島 眞人君	喜納 昌吉君	北澤 俊美君	山本 孝史君	蓮 舩君
小野 清子君	尾辻 秀久君	中曾根弘文君	中原 爽君	工藤堅太郎君	黒岩 宇洋君	若林 秀樹君	荒木 清寛君
大仁田 厚君	大野つや子君	中村 博彦君	二之湯 智君	郡司 彰君	小林 正夫君	魚住裕一郎君	浮島とも子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君	西島 英利君	西田 吉宏君	小林 元君	奥石 東君	加藤 修一君	風間 昶君
岡田 広君	荻原 健司君	西銘順志郎君	野上浩太郎君	佐藤 泰介君	佐藤 道夫君	草川 昭三君	木庭健太郎君
加治屋義人君	加納 時男君	野村 哲郎君	南野知恵子君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	澤 雄二君	白浜 一良君
狩野 安君	景山俊太郎君	橋本 聖子君	林 芳正君	芝 博一君	島田智哉子君	高野 博師君	谷合 正明君
柏村 武昭君	片山虎之助君	福島啓史郎君	藤井 基之君	下田 敦子君	主濱 了君	遠山 清彦君	西田 実仁君
金田 勝年君	川口 順子君	藤野 公孝君	保坂 三蔵君	榛葉賀津也君	鈴木 寛君	浜田 昌良君	浜四津敏子君
河合 常則君	木村 仁君	真鍋 賢二君	舛添 要一君	田名部匡省君	高嶋 良充君	弘友 和夫君	福本 潤一君
岸 宏一君	岸 信夫君	松田 岩夫君	松村 祥史君	高橋 千秋君	谷 博之君	松 あきら君	山口那津男君
北岡 秀二君	北川イツセイ君	松村 龍二君	松山 政司君	千葉 景子君	シケン マルイ君	山下 栄一君	山本 香苗君
杳掛 哲男君	国井 正幸君	三浦 一水君	水落 敏栄君	津田弥太郎君	辻 泰弘君	山下 保君	山本 香苗君
倉田 寛之君	小池 正勝君	溝手 顕正君	森元 恒雄君	富岡由紀夫君	那谷屋正義君	鰐淵 洋子君	井上 哲土君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君	矢野 哲朗君	山内 俊夫君	内藤 正光君	直嶋 正行君	市田 忠義君	緒方 靖夫君
小齊平敏文君	小林 温君	山崎 力君	山崎 正昭君	西岡 武夫君	羽田雄一郎君	紙 智子君	小池 晃君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君	山下 英利君	山谷えり子君	白 眞勲君	林 久美子君	小林美恵子君	大門実紀史君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君	山本 一太君	山本 順三君	平田 健二君	平野 達男君	仁比 聡平君	吉川 春子君
坂本由紀子君	櫻井 新君	吉村剛太郎君	若林 正俊君	広田 一君	広中和歌子君	近藤 正道君	福島みずほ君
山東 昭子君	清水嘉与子君	脇 雅史君	足立 信也君	広野ただし君	福山 哲郎君	淵上 貞雄君	又市 征治君
椎名 一保君	末松 信介君	浅尾慶一郎君	朝日 俊弘君	藤末 健三君	藤本 祐司君	荒井 広幸君	田村 秀昭君
鈴木 政二君	世耕 弘成君	伊藤 基隆君	家西 悟君	藤原 正司君	前川 清成君	長谷川憲正君	糸数 慶子君
関口 昌一君	関谷 勝嗣君	池口 修次君	犬塚 直史君	前田 武志君	松井 孝治君	木俣 佳丈君	鈴木 陽悦君
田中 直紀君	田村 公平君	今泉 昭君	岩本 司君	松岡 徹君	松下 新平君	角田 義一君	
田村耕太郎君	伊達 忠一君	江田 五月君	小川 勝也君	松岡 徹君	水岡 俊一君		
竹中 平蔵君	竹山 裕君	小川 敏夫君	大石 正光君	峰崎 直樹君	森 ゆうこ君		
武見 敬三君	谷川 秀善君	大江 康弘君	大久保 勉君	築瀬 進君	柳澤 光美君		
常田 享詳君	鶴保 庸介君	大塚 耕平君	岡崎トミ子君				

反対者氏名

○名

日程第七 日本放送協会平成十六年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

賛成者氏名

一三四名

阿部 正俊君	愛知 治郎君
青木 幹雄君	秋元 司君
浅野 勝人君	荒井 正吾君
有村 治子君	泉 信也君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	魚住 汎英君
小野 清子君	尾辻 秀久君
大仁田 厚君	大野つや子君
太田 豊秋君	岡田 直樹君
岡田 広君	荻原 健司君
加治屋義人君	加納 時男君
狩野 安君	景山俊太郎君
柏村 武昭君	片山虎之助君
金田 勝年君	川口 順子君
河合 常則君	木村 仁君
岸 宏一君	岸 信夫君
北岡 秀二君	北川イツセイ君
杵掛 哲男君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小池 正勝君
小泉 昭男君	小泉 顕雄君
小斉平敏文君	小林 温君
後藤 博子君	鴻池 祥肇君
佐藤 昭郎君	佐藤 泰三君
坂本由紀子君	櫻井 新君

山東 昭子君	清水嘉与子君
椎名 一保君	陣内 孝雄君
末松 信介君	鈴木 政二君
世耕 弘成君	関口 昌一君
関谷 勝嗣君	田中 直紀君
田村 公平君	田村耕太郎君
伊達 忠一君	竹山 裕君
武見 敬三君	谷川 秀善君
常田 享詳君	鶴保 庸介君
中川 雅治君	中川 義雄君
中島 啓雄君	中島 眞人君
中曾根弘文君	中原 爽君
中村 博彦君	二之湯 智君
西島 英利君	西田 吉宏君
西銘順志郎君	野上浩太郎君
野村 哲郎君	南野知恵子君
橋本 聖子君	林 芳正君
福島啓史郎君	藤井 基之君
藤野 公孝君	保坂 三蔵君
真鍋 賢二君	舛添 要一君
松村 祥史君	松村 龍二君
松山 政司君	三浦 一水君
水落 敏栄君	溝手 顕正君
森元 恒雄君	矢野 哲朗君
山内 俊夫君	山崎 力君
山崎 正昭君	山下 英利君
山谷えり子君	山本 一太君
山本 順三君	吉田 博美君

反対者氏名

九五名

吉村剛太郎君	若林 正俊君
脇 雅史君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	浮島とも子君
加藤 修一君	風間 昶君
草川 昭三君	木庭健太郎君
澤 雄二君	白浜 一良君
高野 博師君	谷合 正明君
遠山 清彦君	西田 実仁君
浜田 昌良君	浜四津敏子君
弘友 和夫君	福本 潤一君
松 あきら君	山口那津男君
山下 栄一君	山本 香苗君
山本 保君	渡辺 孝男君
鰐淵 洋子君	荒井 広幸君
田村 秀昭君	長谷川憲正君
足立 信也君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
家西 悟君	池口 修次君
犬塚 直史君	今泉 昭君
岩本 司君	江田 五月君
小川 勝也君	小川 敏夫君
大石 正光君	大江 康弘君
大久保 勉君	大塚 耕平君
岡崎トミ子君	加藤 敏幸君
神本美恵子君	喜納 昌吉君
北澤 俊美君	工藤堅太郎君

黒岩 宇洋君	郡司 彰君
小林 正夫君	小林 元君
奥石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 道夫君	佐藤 雄平君
櫻井 充君	芝 博一君
島田智哉子君	下田 敦子君
主濱 了君	榎葉賀津也君
鈴木 寛君	田名部匡省君
高嶋 良充君	高橋 千秋君
谷 博之君	千葉 景子君
辻 泰弘君	津田弥太郎君
那谷屋正義君	富岡由紀夫君
直嶋 正行君	内藤 正光君
白 眞勲君	羽田雄一郎君
平田 健二君	林 久美子君
広田 一君	平野 達男君
広野ただし君	広中和歌子君
藤末 健三君	福山 哲郎君
藤原 正司君	藤本 祐司君
前田 武志君	前川 清成君
松岡 徹君	松井 孝治君
円 より子君	松下 新平君
峰崎 直樹君	水岡 俊一君
築瀬 進君	森 ゆうこ君
柳田 稔君	柳澤 光美君
山本 孝史君	山根 隆治君
若林 秀樹君	蓮 舫君
	井上 哲士君

官 報 (号 外)

市田 忠義君	緒方 靖夫君
紙 智子君	小池 晃君
小林美恵子君	大門美紀史君
仁比 聡平君	吉川 春子君
大田 昌秀君	近藤 正道君
福島みずほ君	湖上 貞雄君
又市 征治君	糸数 慶子君
木俣 佳丈君	鈴木 陽悦君
角田 義一君	

難民不認定等取消訴訟における出身国政府への原告個人情報照会に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年六月六日

福島みずほ

参議院議長 扇 千景殿

難民不認定等取消訴訟における出身国政府への原告個人情報照会に関する質問主意書

我が国には、昭和五十六年に批准した「難民の地位に関する条約」に基づき、難民及び難民申請を行う者に対し、適切な庇護手続を行う義務がある。難民認定のプロセスの透明性を確保する観点からも、難民認定申請を行うとする者の個人情報に対する守秘義務が徹底されることは、極めて重要であると考え、これは、行政における審査

プロセス同様に司法における審査プロセス(行政訴訟)においても徹底されるべきである。

以上の観点により、難民不認定等取消訴訟における原告の個人情報に関して適切な取扱いがなされているかを明らかにするため、特に原告の出身国政府への照会について以下質問する。

一 過去五年間(平成十三年から平成十七年まで。以下同じ)、難民不認定取消訴訟において、原告の個人情報に関し、外務省・法務省など日本国政府機関を介して、原告の出身国政府機関に照会を行った総件数及び出身国別の件数を、各年別に明らかにされたい。

二 過去五年間、難民不認定取消訴訟において、原告の個人情報に関し、外務省・法務省など日本国政府機関を介して、原告の出身国駐日大使館を通じて照会を行った総件数及び出身国別の件数を、各年別に明らかにされたい。

三 過去五年間、退去強制令書取消訴訟において、原告の個人情報に関し、外務省・法務省など日本国政府機関を介して、原告の出身国政府機関に照会を行った総件数及び出身国別の件数を、各年別に明らかにされたい。

四 過去五年間、退去強制令書取消訴訟において、原告の個人情報に関し、外務省・法務省など日本国政府機関を介して原告の出身国駐日大使館を通じて照会を行った総件数及び出身国別の件数を、各年別に明らかにされたい。

五 日本に滞在し難民であるとして庇護を求めて

いるトルコ共和国国籍を有するクルド人による人権救済申立事件に関して、平成十七年十二月二十六日付で日本弁護士連合会より法務大臣に対し警告が出され、今後は庇護希望者の秘密保持権を侵害し、庇護希望者及びその家族等の生命・身体等の安全・自由を侵害するおそれを生じさせるような行為を繰り返さないよう警告された。この警告に対する見解及び対応策を明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員福島みずほ君提出難民不認定等取消訴訟における出身国政府への原告個人情報照会に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員福島みずほ君提出難民不認定等取消訴訟における出身国政府への原告個人情報照会に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「過去五年間」において、難民不認定処分取消請求訴訟に関し、原告の個人情報について、我が国政府が原告の出身国の政府機関に行った照会の件数は、平成十四年に二件(その内訳は、エチオピアに対するものが一件及びトルコに対するものが一件である。)、平成十五

年に二件(その内訳は、イランに対するものが一件及びパキスタンに対するものが一件である。)、平成十六年に五件(いずれもトルコに対するものである。)

なお、「過去五年間」において、難民不認定処分無効確認請求訴訟に関し、平成十六年に同様の照会一件をトルコに対して行っている。

「過去五年間」において、難民不認定処分取消請求訴訟に関し、原告の個人情報について、我が国政府が原告の出身国の在日大使館に照会を行ったことはない。

三について

「過去五年間」において、退去強制令書発付処分取消請求訴訟に関し、原告の個人情報について、我が国政府が原告の出身国の政府機関に行った照会の件数は、平成十四年に二件(いずれもトルコに対するものである。)、平成十五年に三件(その内訳は、アフガニスタンに対するものが一件、イランに対するものが一件及びパキスタンに対するものが一件である。)、平成十六年に五件(いずれもトルコに対するものである。)

なお、「過去五年間」において、退去強制令書発付処分無効確認請求訴訟に関し、平成十六年に同様の照会一件をトルコに対して行っている。

四について

「過去五年間」において、退去強制令書発付処分取消請求訴訟に関し、原告の個人情報について、我が国政府が原告の出身国の在日大使館に行つた照会の件数は、平成十六年にイランに対して行つた一件のみである。

なお、「過去五年間」において、退去強制令書発付処分無効確認請求訴訟に関し、平成十六年に同様の照会一件をイランに対して行つてゐる。

五について

御指摘の警告に係る現地調査を含め、法務省が難民認定業務を適切に行うために現地調査を行うことが必要な場合があるところ、このような現地調査を行うに当たっては、難民認定の申請者に関する情報の取扱いについて十分な配慮が必要であると考えている。

ベネズエラでの商談への日本大使の同席に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年六月七日

参議院議長 扇 千景殿
喜納 昌吉

ベネズエラでの商談への日本大使の同席に関する質問主意書

六月五日付朝日新聞によると、ベネズエラ政府は最近、ベネズエラ石油公社と日本商社との商談に日本大使を同席させるという条件(以下「本条件」という。)を付けた。商取引に一国の出先外交責任者が同席するというのは、尋常でない。

そこで、以下質問する。

一 朝日新聞が報道した「本条件」は事実か。

二 もし事実ならば、「本条件」が通告された日付及び「本条件」実施開始期日を明らかにされたい。また「本条件」は期限付きか、それとも無期限なのかを明らかにされたい。

三 「本条件」の内容の全体を明らかにされたい。

四 ベネズエラ政府は「本条件」を定めた理由をどう説明したのか明らかにされたい。

五 ベネズエラ政府は、このような「本条件」を他国の商社などにも課しているのか明らかにされたい。

六 日本政府は、ベネズエラ政府の課した「本条件」に関して、同国政府に理由説明、異議申立てなどを行ったか否かを明らかにされたい。また、今後どう対応していくか、その方針も明らかにされたい。

七 外務省は、「本条件」が課された理由をどう分析しているか見解を示されたい。

八 「本条件」を課された日本商社の数及び社名を明らかにされたい。

九 「本条件」実施に伴い、外務省は大使の執務時間の減少など外交活動上の影響を受けてはいないか、明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎
参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出ベネズエラでの商談への日本大使の同席に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出ベネズエラでの商談への日本大使の同席に関する質問に対する答弁書

一から九までについて

外務省として、御指摘の「条件」が付されたとの事実があるとは承知していない。

なお、我が国とベネズエラとの間の経済関係を促進することを目的とする外交活動の一環として、駐ベネズエラ日本国大使がベネズエラの

政府関係者又は国営企業関係者と会談する機会に、日本の企業関係者が同席することはあるが、このような会談は、二国間の経済関係に関する意見交換を主な内容とするものであり、商談を内容とするものではない。

武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップへの我が国の取組に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年六月七日

参議院議長 扇 千景殿
喜納 昌吉

武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップへの我が国の取組に関する質問主意書

二〇〇一年六月、国連のアナン事務総長は、武力紛争予防を目的とするNGO中心の平和構築のための会議開催を呼びかけた。これに依つて「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ(以下「ジーバック」という。))が発足した。日本からもピース・ボートや「非暴力平和隊・日本(NPJ)」などのNGOが参加している。

今年三月、北朝鮮の金剛山と韓国のソウルで開かれたジーバック会議は、紛争地での非軍事地域拡大や平和公園建設を進める行動計画を採択し、ソウル駐在の各国大使に協力を要請した。また、韓国の学者から、アジア各地で日本の平和憲法を知らせる共同行動や「九条世界会議」の開催が提案された。

そこで、以下質問する。

一 政府は、駐韓大使を通じて受けた協力要請に

対し、どのように対応したか、その理由とともに明らかにされたい。

二 ジーパックの東アジアにおける目的の一つは、「不戦の安全保障システム」を構築することである。遠大な目標だが、政府はこれに協力する意思があるか否か、理由とともに明らかにされたい。

三 提案された「九条世界会議」の開催を、政府はどう受け止めどう評価するか。また、その開催に協力する意思はあるか、理由とともに明らかにされたい。

四 国際的な安全保障構築や、平和醸成・構築の実現には、国家間の外交努力だけでは不可能に近く、各国NGOの広範な参加が不可欠だとの見方は今や国際社会での常識になっている。このような見方について、政府の見解を示されたい。また、このような見方に賛同するか否か、理由とともに明確にされたい。

右質問する。

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップへの我が国の取組に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップへの我が国の取組に関する質問に対する答弁書

一 外務省において、御指摘の「協力要請」を受けた事実は確認されていない。

二 から四までについて

政府としては、御指摘の「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」(以下「ジーパック」という。)の目的、提案等の詳細について承知しておらず、ジーパックに対する協力等に関するお尋ねについてお答えすることは困難である。いずれにせよ、政府としては、国際的な平和と安定を確保するための様々な努力を今後とも行っていく考えであり、非政府組織による取組についても、必要に応じて参考にしてまいりたい。

ドミニカ共和国移民国家賠償請求訴訟の判決に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十八年六月八日

参議院議長 扇 千景殿

喜納 昌吉

ドミニカ共和国移民国家賠償請求訴訟の判決に関する質問主意書

二〇〇六年六月七日、東京地方裁判所において、ドミニカ共和国移民国家賠償請求訴訟の判決があった。東京地方裁判所は、賠償責任は「時効」として棄却したが、外務、農林両省の責任を認め、原告たちは判決後、「祖国の司法に捨てられた」、「移住者の無念に時効はない」、「祖国にだまされる」とは誰一人思っていないなど無念の気持ちを深く苦く表している。原告の移民たちにとつては、いまだ問題は終わっておらず、控訴を決めていると伝えられている。

そこで、以下質問する。

一 国がこれだけ多くの日本人移住者に苦悶を強いる移住政策を実施し、移住開始から半世紀経った今日でもその問題が続いているからには、国の責任は言うまでもなく重大である。なにかんずく、移住開始前に移住先を調査した外務、農林両省の担当職員たちの職務怠慢の責任及び皆さんの調査結果に基づいて移住実施の判断を下した両省幹部及び両大臣らの責任は厳しく問われなければならない。

そこで政府は、当時、調査を担当した職員、調査報告を受けた幹部、移住開始を最終的に決めた関係等、責任を負うべき関係者たちの氏名を明らかにされたい。

二 責任を負うべき関係者たちの中に、国から叙勲されたり他の表彰を受けたりした者がい

ば、それを取り消すのが妥当と思われるが、政府の見解を示されたい。

三 政府は、時効で賠償責任を逃れることは道義上許されないと考える。しかるべき形で、慰謝すべきである。裁判所の判断には限界があるため、国会及び政府の政治的決断が鍵となる。政府は、賠償の代わりとなる金銭的補償など慰謝的措置を実施するための法案を国会に提出する意思はないか、理由とともに明らかにされたい。

四 原告移民は「自分たちは棄民だった」と指摘している。実際、皆さんの調査に基づき安易に移民を送り込んだ政府には、人口減らしのための棄民政策があったとしか思えない。政府はこれを認めるべきと考えますが、政府の見解を理由とともに明らかにされたい。

五 政府は、ドミニカ共和国への日本人移住開始五〇周年にかんがみ、支援事業を行うと伝えられている。この支援事業の具体的内容を明らかにされたい。

六 移民が求めているのは、公共建築物の建設などの支援事業ではなく、慰謝としての賠償、補償である。政府が意図している支援事業だけで事足りると考えているのか、理由とともに明らかにされたい。

七 日本人移住が開始された一九六〇年代半ば、ドミニカ共和国はラファエル・トルヒーリョ独裁下にあった。同政権は、隣国ハイチとの国境

地帯に居住者を増やし、国境地帯の実効支配を強化し、ハイチ人流入を阻止するという政策を維持していた。外務省は、当時この政策の存在を知っていたか否か、明らかにされたい。

八 トルヒーリヨ政権は、国境地帯の住民を増やす政策の一環として、日本人移住者の一部を国境地帯に入植させた。外務省は、当時この事情を知っていたか否か、明らかにされたい。

九 日本人移住開始に先立ち現地調査をした外務、農林両省及び現地公使館の職員は、当時トルヒーリヨ政権の国境固め政策を知りながら、移民政策を進めたのか否か、それとも同政策を知らずに移民政策を進めたのか、明らかにされたい。

右質問する。

平成十八年六月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

参議院議長 扇 千景殿

参議院議員喜納昌吉君提出ドミニカ共和国移民国家賠償請求訴訟の判決に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出ドミニカ共和国移民国家賠償請求訴訟の判決に関する質問に対する答弁書

一について

いわゆるドミニカ移住に係る調査を開始した

昭和三十年九月から移住が事実上中止となった昭和三十五年三月までの間において、移住政策に係る事務を外務省において所掌していたのは移住局である。同期間における移住局長は、矢口麓蔵、内田藤雄、伊関佑二郎及び高木広一である。同期間における外務大臣は、重光葵、岸信介、藤山愛一郎及び小坂善太郎である。また、同期間において、農業移民の募集に係る事務を当時の農林省において所掌していたのは、農地局及び振興局である。同期間における農地局長は、渡部伍良及び小倉武一であり、振興局長は、大坪藤市、永野正二及び増田盛である。同期間における当時の農林大臣は、河野一郎、井出一太郎、赤城宗徳、三浦一雄及び福田赳夫である。

二について

一 一つについて述べた大臣又は局長であった者は、いずれも勲章を授与されているが、勲章の裾褄について定める勲章裾褄令(明治四十一年勅令第二百九十一号)の要件に該当する者はいないものと認識している。

三について

政府としては、移住者との対話を行う中で、対応を誠実に検討していく考えである。現時点において、具体的な対応についてお答えすることは困難である。

四について

平成十八年六月七日の東京地方裁判所判決に

において、外務省及び当時の農林省による入植予定地に係る調査及び移住条件に係る情報提供の在り方について厳しい指摘がされたことについては、重く受け止めるべきものと考えている。

○議事日程 第三十四号
平成十八年六月十五日
午前十時開議
第一 拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律案(衆議院提出)
第二 公職選挙法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

政府としては、ドミニカ共和国における日系人社会全体の利益及び我が国とドミニカ共和国との友好関係の発展のためにどのような協力を行うかにつき、引き続き移住者との対話と共同作業を旨として検討していく考えである。御指摘の移住五十周年記念行事においては、例えば、ハラバコア地域コミュニティセンター建設費の助成を行うとともに、サントドミンゴ学生寮・敷地の無償譲渡等を計画している。

七から九までについて

政府は、当時、ドミニカ共和国政府が、千九百三十六年にハイチ共和国と国境条約を結んで国境線を画定し、ハイチ共和国からの人々の流入を防ぐとともに、国境地帯の都市化政策を遂行していたことは承知していた。また、当時、ドミニカ共和国政府が、日本国民の勤勉さと発展精神に着目して日本人移住者の受入れを表明したものと承知していた。

(参照)

六月十五日は、会議を開くに至らなかったが、参照のため左に議事日程を掲載する。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所

〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話

03
(3587)
4294

定 価

本体 二二〇円
本号一部 三三〇円